

主催：株式会社KACHIEL

第2期：資産税完全マスター研究会③

# 生前対策② 生命保険活用編

令和2年9月7日（月）



税理士法人レディング 代表  
税理士・公認会計士 木下勇人

# 法人税基本通達抜本改正の解説

- ①法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて  
(平成20年2月28日付課法2-3)
- ②法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて  
(昭和54年6月8日付直審4-18)
- ③法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて  
(平成元年12月16日付直審4-52、直審3-77)
- ④法人契約の「がん保険（終身保障タイプ）・医療保険（終身保障タイプ）」の保険料の取扱いについて  
(平成13年8月10日付課審4-100)
- ⑤法人が支払う「がん保険」（終身保障タイプ）の保険料の取扱いについて  
(平成24年4月27日付課法2-5、課審5-6)

(1)長期平準定期保険：

その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるものをいい、(2)に該当するものを除く。

(2)逡増定期保険：

保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるものをいう。

(注)「保険に加入した時ににおける被保険者の年齢」：  
保険契約証書に記載されている契約年齢

(注)「保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢」：  
契約年齢に保険期間の年数を加えた数に相当する年齢



# 法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて

(1) 次表に定める区分に応じ、それぞれ次表に定める前払期間を経過するまでの期間にあっては、各年の支払保険料の額のうち次表に定める資産計上額を前払金等として資産に計上し、残額については、一般の定期保険（法人税基本通達9－3－5の適用対象となる定期保険をいう。以下同じ。）の保険料の取扱いの例により損金の額に算入する。

## 〔前払期間、資産計上額等の表〕

|                | 区分                                                                                             | 前払期間                         | 資産計上額             |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|-------------------|
| (1)<br>長定期平準保険 | 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が105を超えるもの             | 保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間 | 支払保険料の2分の1に相当する金額 |
| (2)<br>通増定期保険  | 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの（又はに該当するものを除く。）                                                  | 保険期間の開始の時から当該保険期間の60%に相当する期間 | 支払保険料の2分の1に相当する金額 |
|                | 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの（に該当するものを除く。） | 同上                           | 支払保険料の3分の2に相当する金額 |
|                | 保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、当該保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの             | 同上                           | 支払保険料の4分の3に相当する金額 |

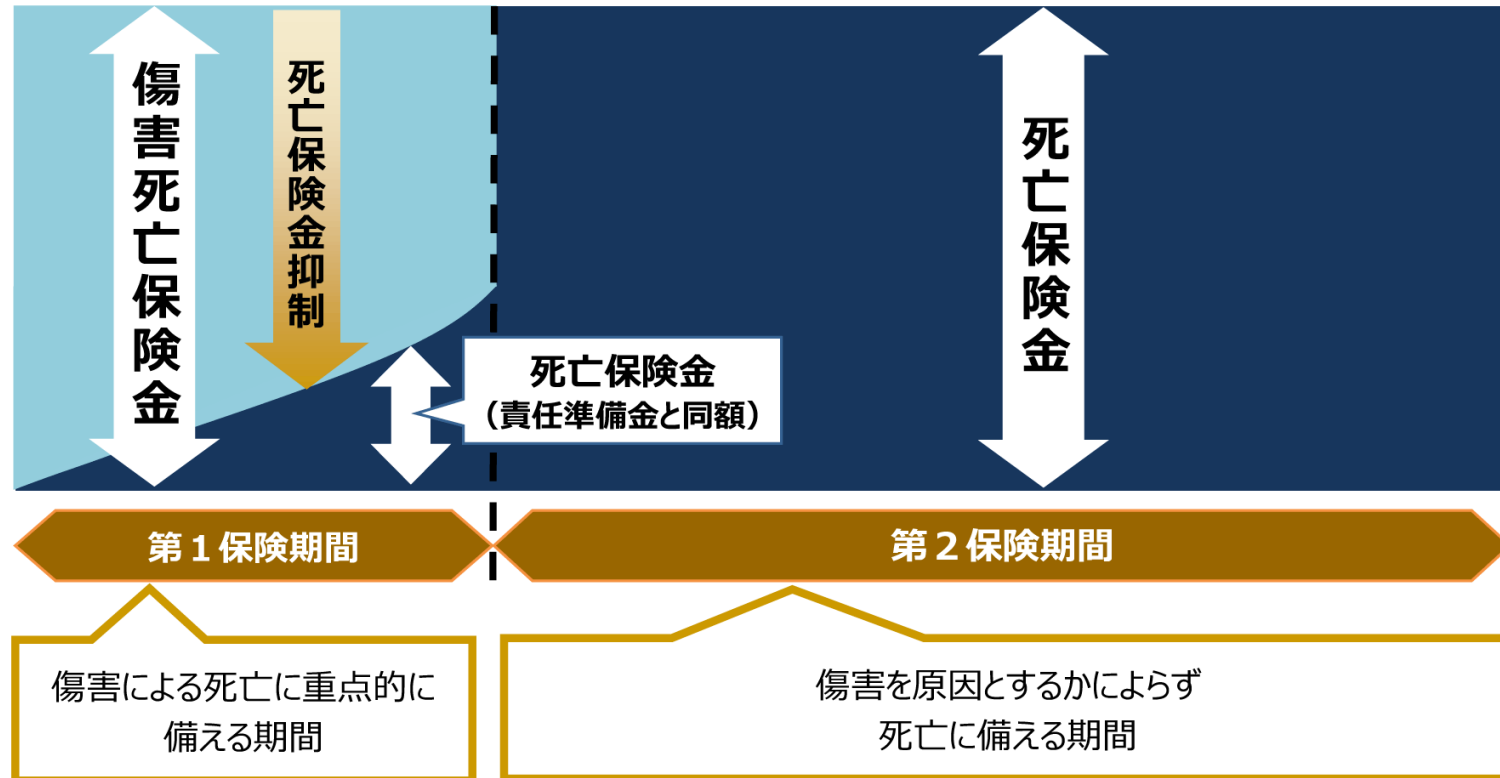
(2) 保険期間のうち前払期間を経過した後の期間にあつては、各年の支払保険料の額を一般の定期保険の保険料の取扱いの例により損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した前払金等の累積額をその期間の経過に応じ取り崩して損金の額に算入する。

(注)

1 保険期間の全部又はその数年分の保険料をまとめて支払った場合には、いったんその保険料の全部を前払金として資産に計上し、その支払の対象となった期間（全保険期間分の保険料の合計額をその全保険期間を下回る一定の期間に分割して支払う場合には、その全保険期間とする。）の経過に応ずる経過期間分の保険料について、(1)又は(2)の処理を行うことに留意する。

2 養老保険等に付された長期平準定期保険等特約（特約の内容が長期平準定期保険等と同様のものをいう。）に係る保険料が主契約たる当該養老保険等に係る保険料と区分されている場合には、当該特約に係る保険料についてこの通達に定める取扱いの適用があることに留意する。

日本生命保険相互会社は3月16日、法人向けの新商品「ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険“プラチナフェニックス”」を、平成29年4月2日から発売すると発表した。



出典：日本生命保険相互会社 プレスリリースより

## ■ 商品特徴

保険期間を第1保険期間と第2保険期間の二つに分離し、契約当初の第1保険期間は、傷害以外を原因とする死亡保険金を抑制することで、保険料を抑えながら効率的に事業保障や事業承継資金を準備できる商品。この死亡保険金を抑制する期間（第1保険期間）は、10年から50年までの5年刻みでの設定が可能で、経営者などの健康状況や企業ニーズに合わせて、オーダーメイドでの必要保障が設計できる。

## ■ 商品の主なポイント

1. 経営者などの保険者が万一の際に、（傷害）死亡保険金を事業保障資金等の財源として活用ができることと、契約当初の一定期間は、傷害以外が原因での死亡保険金を抑制するため、保険料を抑えながら保険者の健康状況に合わせた効率的な保障の準備が可能。
2. 保険の加入は、簡単な3項目の告知で加入できるとともに、勇退の際には、解約払戻金を退職慰労金として活用が可能。
3. 一時的に資金が必要となった場合には、契約貸付制度を利用可能。

## ■ 他社の追従

他社から災害保障重視型の定期保険が発売されるようになった。また、「付加保険料（保険会社の経費など）」の割合を引き上げ、保険料を高くし、結果として節税効果を大きくしようとする商品開発まで進んだ。

## ■ 金融庁の対応

節税効果を高めるための恣意的な付加保険料の操作は合理性がないとして、法人向け定期保険の付加保険料の実態調査を行ったうえで、生保各社に是正するよう指導が行われた。

## ■ 国税庁の対応

いれまでの「いたちごっこ」の解消として、保険種類に応じた個別通達を廃止し、最高解約返戻率を指標とするグランドルールの策定へ（40年ぶりの通達大改正）。

1. パブリックコメント公表（H31.4.11）
2. 通達発遣（R1.6.28）
3. FAQ公表（R1.7.9）

## ■ 従来までの経緯

法人が支払う定期保険等の保険料については、長期平準定期保険や逡増定期保険、がん保険等といった商品グループごとに個別通達を発遣し税務処理をルールを設定。これにより各種通達を抜ける新商品が開発されては規制されるという「いたちごっこ」状態となった。

## ■ グランドルールの考え方（推察）

「**前払い部分が50%を超えるような商品**は資産計上が必要」というスタンス。この考え方は企業会計原則でも踏襲されているが、保険会社が把握する解約返戻金（CV：Cash Value）を用いて定期保険の税務処理をルール化したと推察される。

「前払い部分」につき、資産計上が求められる。当然、本来の保険料よりも平準保険料が低くなるタイミングで資産計上された前払い部分を取り崩す処理を行うことになる（次ページの図を参照）。

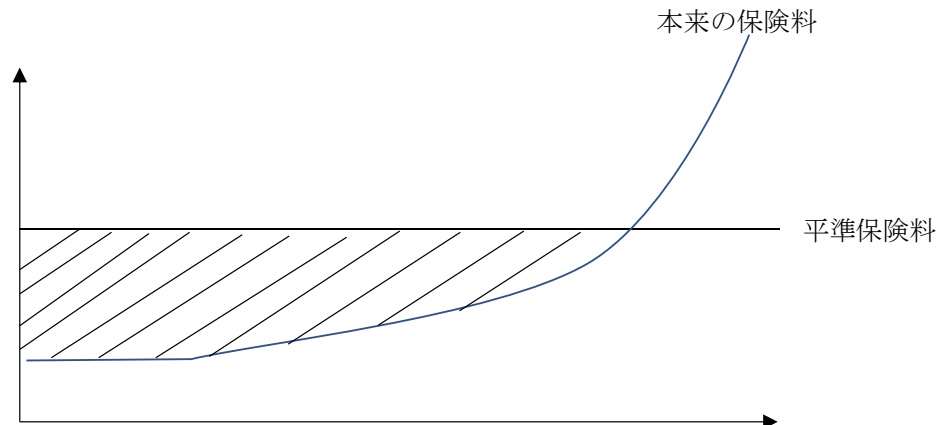
# 保険料の前払い部分

## ■ 企業会計原則の考え方

3年分の保険料を前払いした場合、1年目に費用化されるのは1年分の保険料であり、将来2年分の保険料は資産計上される（前払保険料、長期前払保険料）。

## ■ 法人契約の定期保険等

保険期間が長期間に及ぶ。しかも、性別や年齢によっても保険料は全く異なるものとなる。



本来の保険料（自然保険料）は当初は安価であるが、年齢に応じて高くなる。年齢に応じて保険料が高くなると契約者の負担が重くなるため、契約を通して平準化された保険料を設定（支払い保険料）。年齢に応じて支払う保険料を平準化していることにより、払い過ぎの状態が生じており、この払い過ぎの状態が「前払い保険料」。本来の保険料（自然保険料）と平準保険料が一致した箇所で解約返戻金（CV：Cash Value）がピークを迎える商品設計がなされることが一般的。



# 法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7 の 2

## 第 1 法人税基本通達関係

昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

（注）アンダーラインを付した場所は、改正部分である。

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改<br>正<br>前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（養老保険に係る保険料）</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約</u>が付されているものを含むが、9-3-6 に定める<u>定期付養老保険</u>等を含まない。以下 9-3-7 の 2 までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第 135 条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下 9-3-4 において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下 <u>9-3-4</u> において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下 9-3-4 において同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その 2 分の 1 に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> | <p>（養老保険に係る保険料）</p> <p>9-3-4 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約</u>が付されているものを含むが、9-3-6 に定める<u>定期付養老保険</u>等を含まない。以下 9-3-7 までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第 135 条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下 9-3-4 において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約</u>に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 死亡保険金（被保険者が死亡した場合に支払われる保険金をいう。以下 <u>9-3-5 まで</u>において同じ。）及び生存保険金（被保険者が保険期間の満了の日その他一定の時期に生存している場合に支払われる保険金をいう。以下 9-3-4 において同じ。）の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除若しくは失効により当該保険契約が終了する時までは資産に計上するものとする。</p> <p>(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その 2 分の 1 に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> |

# 法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7 の 2

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改<br>正<br>前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）</p> <p>9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>特約が付されているものを含む。</u>以下9-3-7の2までにおいて同じ。）又は第三分野保険（保険業法第3条第4項第2号《<u>免許</u>》に掲げる保険（これに類するものを含む。）をいい、<u>特約が付されているものを含む。</u>以下9-3-7の2までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。以下9-3-5の2までにおいて同じ。）については、9-3-5の2《<u>定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い</u>》の適用を受けるものを除き、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>保険金又は給付金</u>の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、<u>原則として、</u>期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) <u>保険金又は給付金</u>の受取人が被保険者又はその遺族である場合 その支払った保険料の額は、<u>原則として、</u>期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>（注）1 <u>保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とす</u></p> | <p>ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>（定期保険に係る保険料）</p> <p>9-3-5 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする定期保険（一定期間内における被保険者の死亡を保険事故とする生命保険をいい、<u>傷害特約等の特約が付されているものを含む。</u>以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。</u>）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>死亡保険金</u>の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。</p> <p>(2) <u>死亡保険金</u>の受取人が被保険者の遺族である場合 その支払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入する。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> |

# 法人税基本通達 9－3－4 ～ 9－3－7 の 2

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改<br>正<br>前  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>る。</p> <p>2 (1)及び(2)前段の取扱いについては、法人が、保険期間を通じて解約返戻金相当額のない定期保険又は第三分野保険（ごく少額の払戻金のある契約を含み、保険料の払込期間が保険期間より短いものに限る。以下9－3－5において「解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険」という。）に加入した場合において、当該事業年度に支払った保険料の額（一の被保険者につき2以上の解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に加入している場合にはそれぞれについて支払った保険料の額の合計額）が30万円以下であるものについて、その支払った日の属する事業年度の損金の額に算入しているときには、これを認める。</p> <p>（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い）</p> <p>9-3-5の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険又は第三分野保険（以下9－3－5の2において「定期保険等」という。）で最高解約返戻率が50%を超えるものに加入して、その保険料を支払った場合には、当期分支払保険料の額については、次表に定める区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。ただし、これらの保険のうち、最高解約返戻率が70%以下で、かつ、年換算保険料相当額（一の被保険者につき2以上の定期保険等に加入している場合にはそれぞれの年換算保険料相当額の合計額）が30万円以下の保険に係る保険料を支払った場合については、9－3－5の例によるものとする。</p> <p>(1) 当該事業年度に次表の資産計上期間がある場合には、当期分支払保険料の額のうち、次表の資産計上額の欄に掲げる金額（当期分支払保険料の額に相当する額を限度とする。）は資産に計上し、残額は損金の額に算入する。</p> | <p>(新 設)</p> |

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                   |                                              |                                              | 改 正 前 |  |  |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|-------|--|--|--|
| <p>(注) 当該事業年度の中で次表の資産計上期間が終了する場合には、次表の資産計上額については、当期分支払保険料の額を当該事業年度の月数で除して当該事業年度に含まれる資産計上期間の月数（1月未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を乗じて計算した金額により計算する。また、当該事業年度の中で次表の資産計上額の欄の「保険期間の開始の日から、10年を経過する日」が到来する場合の資産計上額についても、同様とする。</p> <p>(2) 当該事業年度に次表の資産計上期間がない場合（当該事業年度に次表の取崩期間がある場合を除く。）には、当期分支払保険料の額は、損金の額に算入する。</p> <p>(3) 当該事業年度に次表の取崩期間がある場合には、当期分支払保険料の額（(1)により資産に計上することとなる金額を除く。）を損金の額に算入するとともに、(1)により資産に計上した金額の累積額を取崩期間（当該取崩期間に1月未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）の経過に応じて均等に取り崩した金額のうち、当該事業年度に対応する金額を損金の額に算入する。</p> |                                                   |                                              |                                              |       |  |  |  |
| 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 資 産 計 上 期 間                                       | 資 産 計 上 額                                    | 取 崩 期 間                                      |       |  |  |  |
| 最高解約<br>返 戻 率<br>50 % 超<br>70 % 以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 保険期間の開始の日から、<br>当該保険期間の 100 分の 40<br>相当期間を経過する日まで | 当期分支払保険<br>料の額に 100 分<br>の 40 を乗じて計<br>算した金額 | 保 険 期 間 の<br>100 分の 75 相<br>当期間経過後<br>から、保険期 |       |  |  |  |
| 最高解約<br>返 戻 率<br>70 % 超<br>85 % 以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                   | 当期分支払保険<br>料の額に 100 分<br>の 60 を乗じて計<br>算した金額 | 間 の 終 了 の 日<br>まで                            |       |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                   |                                              |                                              |       |  |  |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                   |                                              |                                              |       |  |  |  |

# 法人税基本通達 9 - 3 - 4 ~ 9 - 3 - 7 の 2

| 改 正 後            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                             |                                                                                                                                                   | 改 正 前 |  |  |  |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--|--|--|
| 最高解約返戻率<br>85% 超 | <u>保険期間の開始の日から、<br/>最高解約返戻率となる期間<br/>(当該期間経過後の各期間<br/>において、その期間におけ<br/>る解約返戻金相当額からそ<br/>の直前の期間における解約<br/>返戻金相当額を控除した金<br/>額を年換算保険料相当額で<br/>除した割合が 100 分の 70 を<br/>超える期間がある場合に<br/>は、その超えることとなる<br/>期間) の終了の日まで</u><br>(注) <u>上記の資産計上期間が<br/>5 年未満となる場合に<br/>は、保険期間の開始の日<br/>から、5 年を経過する日<br/>まで(保険期間が 10 年未<br/>満の場合には、保険期間<br/>の開始の日から、当該保<br/>険期間の 100 分の 50 相当<br/>期間を経過する日まで)</u><br>とする。 | 当期分支払保険<br>料の額に最高解<br>約返戻率の 100<br>分の 70(保険期間<br>の開始の日から、<br>10 年を経過する<br>日までは、100 分<br>の 90)を乗じて計<br>算した金額 | 解約返戻金相<br>当額が最も高<br>い金額となる<br>期間(資産計<br>上期間がこの<br>表の資産計上<br>期間の欄に掲<br>げる(注)に該<br>当する場合に<br>は、当該(注)<br>による資産計<br>上期間)経過<br>後から、保険<br>期間の終了の<br>日まで |       |  |  |  |
|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                             |                                                                                                                                                   |       |  |  |  |

(注) 1 「最高解約返戻率」、「当期分支払保険料の額」、「年換算保険料相当額」及び「保険期間」とは、それぞれ次のものをいう。

イ 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率(保険

# 法人税基本通達 9-3-4 ～ 9-3-7 の 2

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改<br>正<br>前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>契約時において契約者に示された解約返戻金相当額について、それを受けることとなるまでの間に支払うこととなる保険料の額の合計額で除した割合）が最も高い割合となる期間におけるその割合をいう。</u></p> <p>ロ <u>当期分支払保険料の額とは、その支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額をいう。</u></p> <p>ハ <u>年換算保険料相当額とは、その保険の保険料の総額を保険期間の年数で除した金額をいう。</u></p> <p>ニ <u>保険期間とは、保険契約に定められている契約日から満了日までをいい、当該保険期間の開始の日以後 1 年ごとに区分した各期間で構成されているものとして本文の取扱いを適用する。</u></p> <p>2 <u>保険期間が終身である第三分野保険については、保険期間の開始の日から被保険者の年齢が 116 歳に達する日までを計算上の保険期間とする。</u></p> <p>3 <u>表の資産計上期間の欄の「最高解約返戻率となる期間」及び「100 分の 70 を超える期間」並びに取崩期間の欄の「解約返戻金相当額が最も高い金額となる期間」が複数ある場合には、いずれもその最も遅い期間がそれぞれの期間となることに留意する。</u></p> <p>4 <u>一定期間分の保険料の額の前払をした場合には、その全額を資産に計上し、資産に計上した金額のうち当該事業年度に対応する部分の金額について、本文の取扱いによることに留意する。</u></p> <p>5 <u>本文の取扱いは、保険契約時の契約内容に基づいて適用するのであるが、その契約内容の変更があった場合、保険期間のうち当該変更以後の期間においては、変更後の契約内容に基づいて 9-3-4 から 9-3-6 の 2 の取扱いを適用する。</u></p> <p><u>なお、その契約内容の変更に伴い、責任準備金相当額の過不足の精算を行う場合には、その変更後の契約内容に基づいて計算した資産計上額の累</u></p> |             |



# 法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7 の 2

| 改<br>正<br>後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改<br>正<br>前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>積額と既往の資産計上額の累積額との差額について調整を行うことに留意する。</u></p> <p>6 保険金又は給付金の受取人が被保険者又はその遺族である場合であつて、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としているときには、本文の取扱いの適用はなく、9-3-5の(2)の例により、その支払った保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与となる。</p> <p>（定期付養老保険等に係る保険料）</p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険等</u>（養老保険に定期保険又は第三分野保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険又は第三分野保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4、9-3-5又は9-3-5の2の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p> <p>（特約に係る保険料）</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする特約を付した養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、そ</p> | <p>（定期付養老保険に係る保険料）</p> <p>9-3-6 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>定期付養老保険</u>（養老保険に定期保険を付したものをいう。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料を支払った場合には、その支払った保険料の額（<u>傷害特約等の特約</u>に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 当該保険料の額が生命保険証券等において養老保険に係る保険料の額と定期保険に係る保険料の額とに区分されている場合 それぞれの保険料の額について9-3-4又は9-3-5の例による。</p> <p>(2) (1)以外の場合 その保険料の額について9-3-4の例による。</p> <p>（<u>傷害特約等</u>に係る保険料）</p> <p>9-3-6の2 法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする<u>傷害特約等の特約</u>を付した養老保険、定期保険又は定期付養老保険に加入し、当該特約に係る保険料を支払った場合には、その支</p> |

# 法人税基本通達 9-3-4 ~ 9-3-7 の 2

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>の支払った保険料の額については、当該特約の内容に応じ、9-3-4、9-3-5 又は 9-3-5 の 2 の例による。</p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等を他の養老保険、定期保険、第三分野保険又は定期付養老保険等（以下 9-3-7 において「転換後契約」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下 9-3-7 において「資産計上額」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下 9-3-7 において「充当額」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて 9-3-4 から 9-3-6 の 2 までの例（ただし、9-3-5 の 2 の表の資産計上期間の欄の④を除く。）による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7 の 2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下 9-3-7 の 2 において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（特約に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に</p> | <p>払った保険料の額は、期間の経過に応じて損金の額に算入することができる。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。</p> <p>(保険契約の転換をした場合)</p> <p>9-3-7 法人がいわゆる契約転換制度によりその加入している養老保険又は定期付養老保険を他の養老保険、定期保険又は定期付養老保険（以下 9-3-7 において「転換後契約」という。）に転換した場合には、資産に計上している保険料の額（以下 9-3-7 において「資産計上額」という。）のうち、転換後契約の責任準備金に充当される部分の金額（以下 9-3-7 において「充当額」という。）を超える部分の金額をその転換をした日の属する事業年度の損金の額に算入することができるものとする。この場合において、資産計上額のうち充当額に相当する部分の金額については、その転換のあった日に保険料の一時払いをしたものとして、転換後契約の内容に応じて 9-3-4 から 9-3-6 までの例による。</p> <p>(払済保険へ変更した場合)</p> <p>9-3-7 の 2 法人が既に加入している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下 9-3-7 の 2 において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に加入している生命保険の保険料の全額（傷害特約等に係る保険料の額を除く。）が役員又は使</p> |



# 法人税基本通達 9－3－4 ～ 9－3－7 の 2

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注) 1 養老保険、終身保険、<u>定期保険、第三分野保険及び年金保険</u>（特約が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9－3－4 から 9－3－6 までの例（ただし、9－3－5 の 2 の表の<u>資産計上期間の欄の(注)を除く。</u>）により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> | <p>用人に対する給与となる場合は、この限りでない。</p> <p>(注) 1 養老保険、終身保険及び年金保険（<u>定期保険特約</u>が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。</p> <p>2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に加入して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9－3－4 から 9－3－6 までの例により処理するものとする。</p> <p>3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。</p> |

## 二 経過的取扱い

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改 正 前        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p><u>(経過的取扱い…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の取扱いは令和元年7月8日以後の契約に係る定期保険又は第二分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険を除く。)の保険料及び令和元年10月8日以後の契約に係る定期保険又は第三分野保険(9-3-5に定める解約返戻金相当額のない短期払の定期保険又は第三分野保険に限る。)の保険料について適用し、それぞれの日前の契約に係る定期保険又は第三分野保険の保険料については、この法令解釈通達による改正前の取扱い並びにこの法令解釈通達による廃止前の昭和54年6月8日付直審4-18「法人契約の新成人病保険の保険料の取扱いについて」、昭和62年6月16日付直法2-2「法人が支払う長期平準定期保険等の保険料の取扱いについて」、平成元年12月16日付直審4-52「法人又は個人事業者が支払う介護費用保険の保険料の取扱いについて」、平成13年8月10日付課審4-100「法人契約の「がん保険(終身保障タイプ)・医療保険(終身保障タイプ)」の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」及び平成24年4月27日付課法2-5ほか1課共同「法人が支払う「がん保険」(終身保障タイプ)の保険料の取扱いについて(法令解釈通達)」の取扱いの例による。</u></p> | <p>(新 設)</p> |

## ■法人税基本通達 9-3-5（定期保険及び第三分野保険に係る保険料）

原則（取扱い）：（１）（２）

（注１）→ 第三分野保険（終身）は116歳ルール

例外（取扱い）：（注２）→ **事業年度に支払った保険料30万円以下は都度損金**

1. 保険期間が3年未満の定期保険等
2. 最高解約返戻率が50%以下の定期保険等

## ■法人税基本通達 9-3-5の2

（定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い）

1. 最高解約返戻率が50%超の定期保険等（一部資産計上、一部損金計上）
  - イ. 最高解約返戻率 50%超 70%以下
  - ロ. 最高解約返戻率 70%超 85%以下
  - ハ. 最高解約返戻率 85%超
2. **最高解約返戻率が70%以下で、かつ、被保険者1人当たりの年換算保険料相当額（保険料総額÷保険期間）が30万円以下の定期保険等**

# 法人税基本通達 9 - 3 - 5 の 2

## ■ 法人税基本通達 9 - 3 - 5 の 2

(定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれている場合の取扱い)

### 1. 最高解約返戻率が50%超の定期保険等 (一部資産計上、一部損金計上)

- イ. 最高解約返戻率 50%超 70%以下
- ロ. 最高解約返戻率 70%超 85%以下

|     | 資産計上期間                         |       | 取崩期間           |
|-----|--------------------------------|-------|----------------|
| 85% | 支払保険料の<br><b>6割資産計上 (4割損金)</b> | 全額損金  | 全額損金           |
| 70% | 支払保険料の<br><b>4割資産計上 (6割損金)</b> |       | +              |
| 50% |                                |       | <b>資産計上額取崩</b> |
|     | 40%期間                          | 35%期間 | 25%期間          |

### ハ. 最高解約返戻率 85%超

|      | 資産計上期間                               |                                                     | 取崩期間                 |
|------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------|
| 85%超 | 支払保険料の<br><b>最高解約返戻率の9割</b><br>を資産計上 | 支払保険料の<br><b>最高解約返戻率の7割</b><br>を資産計上                | 全額損金<br>+<br>資産計上額取崩 |
|      | 10年                                  | ピークが過ぎても年換算保険料と比較し年間解約返戻金の増加割合が70%を超える場合は、その最後の期間まで | 解約返戻額のピークまで          |

## ■ 法人税基本通達 9－3－7の2

旧：養老保険、終身保険及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合、洗替処理が不要

➡ 定期保険を払済保険に変更する場合、「解約返戻金と資産計上額との差額」を雑収入又は雑損失として計上することが必要であった。

新：養老保険、終身保険、**定期保険、第三分野保険**及び年金保険（定期保険特約が付加されていないものに限る）から同種類の払済保険に変更した場合、洗替処理が不要

➡ 定期保険から払済として定期保険に変更する場合、払済後も資産計上分を洗替処理せず契約消滅まで据え置くことが可能となった。

2019年9月23日（3573号）：払済保険 全損タイプからの変更でも洗替処理が必要

国税庁への取材で同種保険への変更に該当しないことを確認  
通達改正後は洗替処理不要と誤解する向きも多く

本年6月に行われた法人向け保険に関する通達改正では、最高解約返戻率50%超の定期保険等に係る保険料の一部を資産計上することが原則となったほか（No.3562・2頁等）、いわゆる「払済保険」へ変更した場合の取扱いにも一部見直しが行われた。

今回の改正で、払済保険に係る取扱いが緩和されているものと捉え、例えば、いわゆるプラチナ型定期保険・増定期保険で全損タイプのもや低解約返戻金型の定期保険等（以下、全損タイプの定期保険等）から、払済保険へ変更した場合に、“洗替処理が不要”になったと考える向きもあるようだ。

しかし、国税庁への取材によれば、これらの定期保険等から払済保険への変更時には、洗替処理を行うことが必要になるという。

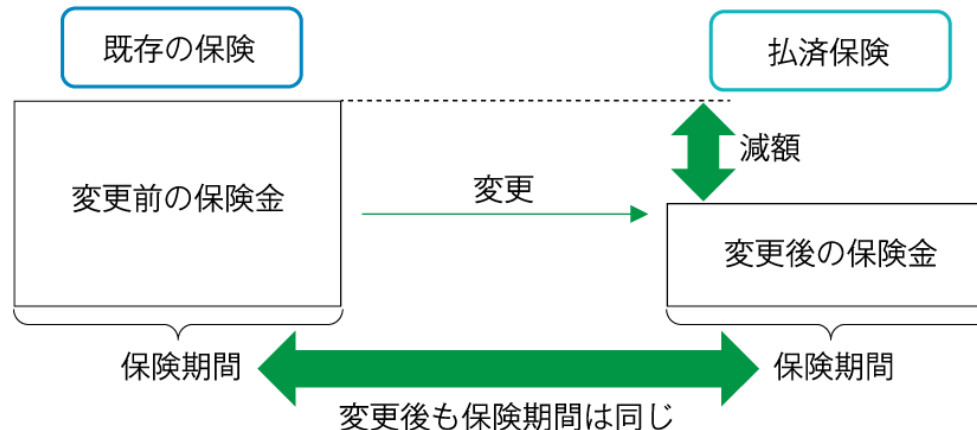
2019年9月23日（3573号）：払済保険 全損タイプからの変更でも洗替処理が必要

## 払済保険への変更 税務上は洗替処理が原則

払済保険とは、保険期間の途中で保険料の支払が困難となった場合等に、保険料の支払を中止し、既に支払った保険料に係る解約返戻金（責任準備金）を利用して保険契約を存続させるもの。保険期間は既存の契約と同様であり、払済保険への変更時点の解約返戻金（責任準備金）を一時払保険料に充当する。死亡時等に受け取る保険金が、既存の契約で示された保険金よりも減額することが特徴の一つだ。

従前より、税務上は、洗替処理、つまり、変更時の解約返戻金相当額と資産計上額の差額を益金又は損金に算入することが原則。ただし、一定の養老保険・終身保険・年金保険から 同種類 の払済保険へ変更した場合については、“洗替処理が不要”とされていた（改正前：法基通9－3－7の2）。

### ●「払済保険」のイメージ



2019年9月23日（3573号）：払済保険 全損タイプからの変更でも洗替処理が必要

## 洗替処理不要な保険に定期保険・第三分野保険が追加

先般行われた法人税基本通達等の一部改正では、払済保険への変更時に“洗替処理が不要”となる保険の範囲に、定期保険と第三分野保険が追加されている。

同改正を受けて、改正通達の適用日（本年7月8日）前に契約していた全損タイプの定期保険等から、改正通達の適用日以後に払済保険への変更を検討する法人が多いようだ。

いわゆる全損タイプの定期保険等は、年間の支払保険料が200～300万円など、高額に設定されているものが多い。一旦は契約したものの、資金繰りの都合等により、解約返戻率がピークとなる前に、保険料の支払が困難になるケースが往々にあるという。

こうしたケースでは、仮に解約しても、高額な解約返戻金を受け取ることができないため、保険会社等から、代替案として、払済保険への変更を提案されることがある。

払済保険へ変更すれば、一応は保障が継続するほか、今回の改正で、“洗替処理が不要”となり、払済保険への変更時の解約返戻金相当額（責任準備金）を雑収入として益金算入する必要がないと考える向きがあるためだ。



# 法人税基本通達 9－3－7 の 2（税務通信記事）

2019年9月23日（3573号）：払済保険 全損タイプからの変更でも洗替処理が必要

## 洗替処理不要な保険に定期保険・第三分野保険が追加

しかし、本誌が国税庁に確認したところ、改正通達の適用日前に契約していた全損タイプの定期保険等から、改正通達の適用日以後に行う払済保険への変更は、改正後の取扱いが適用されるものの（定期保険及び第三分野保険に係る保険料の取扱いに関するFAQ〔Q14〕）、同種類の払済保険への変更とはいえず、原則どおり、洗替処理が必要になるとのこと。払済保険への変更に伴い、保険期間は変動しないものの、保障内容や解約返戻金などに変更があるためだ。

つまり、洗替処理が必要となり、多くの場合で、法人税基本通達9－3－5の2〈定期保険等の保険料に相当多額の前払部分の保険料が含まれる場合の取扱い〉の最高解約返戻率85%超の区分により、一時払したものである保険料のおおむね90%を資産計上することになる。

その後は、原則、取崩期間に該当することとなり（改正後：法基通9－3－7の2（注）2括弧書き等）、保険期間の経過に応じて損金算入することになる。

### ● 全損タイプの定期保険等から「払済保険」への変更時の処理（洗替処理）

【前提】払済保険への変更時の解約返戻金相当額10,000,000、最高解約返戻率100%

|       |           |   |     |            |
|-------|-----------|---|-----|------------|
| 前払保険料 | 9,000,000 | ／ | 雑収入 | 10,000,000 |
| 支払保険料 | 1,000,000 |   |     |            |

1. 契約日が2019年（令和元年）7月8日以後の契約にかかる保険料  
2019年（令和元年）7月8日以後の以下アクションにつき、適用される

- ①新契約
- ②更新
- ③保険給付のある特約の中途不可
- ④転換
- ⑤払済保険への変更

➡ 契約日が2019年（令和元年）7月7日以前の契約には遡及適用なし

2. 解約返戻金のない（ごく少額の払戻金がある契約を含む）短期払込の  
定期保険または第三分野保険：  
契約日が2019年（令和元年）**10月**8日以後の契約にかかる保険料

➡ 契約日が2019年（令和元年）**10月**7日以前の契約には遡及適用なし

## ■（契約者配当）

9－3－8 法人が生命保険契約（適格退職年金契約に係るものを含む。）に基づいて支払を受ける契約者配当の額については、**その通知（据置配当については、その積立てをした旨の通知）を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入する**のであるが、当該生命保険契約が9－3－4の(1)に定める場合に該当する場合（9－3－6の(2)により9－3－4の(1)の例による場合を含む。）には、当該契約者配当の額を資産に計上している保険料の額から控除することができるものとする。（昭55年直法2－15「十三」により改正）

## （注）

- 1 契約者配当の額をもっていわゆる増加保険に係る保険料の額に充当することになっている場合には、その保険料の額については、9－3－4から9－3－6までに定めるところによる。
- 2 据置配当又は未収の契約者配当の額に付される利子の額については、その通知のあった日の属する事業年度の益金の額に算入するのであるから留意する。

➡ 通達上、**配当の繰延不可** であることに注意

# 相続・事業承継の本来的理解

相続：

1. 全ては分け方（遺産分割）の問題となる
2. 分けた先に相続税の納付問題がある
3. 遺言がなければ法定相続分、遺言があっても遺留分の問題が残る

- 最後は資金確保の問題に終着する（計画的な資金確保が必要）  
→ 関連法人があれば、相続時にどうやって法人から資金を回収するか

事業承継：

1. 自社株評価を把握することからスタートする（Not簿価純資産）
2. 自社株を後継者へ承継するために遺言が必要（上記相続の観点）
3. 経営者の死亡リスクへの対処（企業防衛のための保障）
4. 緊急予備資金としての法人における資金準備
  - （1）経営状況悪化時における使用（運転資金）
  - （2）相続における使用（納税資金、分割調整資金）
  - （3）退職金準備（役員、従業員）

- ✓ 最優先事項は？
- ✓ 法人保険との関係は？

3. 節税対策

2. 納税資金対策  
分割調整資金対策

1. 「争続」対策

0. 認知症リスク

感情論

|                                             | 遺言    | 生命保険        |
|---------------------------------------------|-------|-------------|
| 受取人指定                                       | ○ (※) | ○           |
| 承継可能財産                                      | 全ての資産 | 現金 (保険金請求権) |
| 特別受益の持ち戻し (民法903)<br>遺留分算定基礎への持ち戻し (民法1044) | 有     | 無 (原則)      |
| 相続放棄での受領                                    | 不可    | 可           |

※特定遺贈に限る

## ■ポイント

→ すべては「**受取人固有の財産**」(最判昭和40年2月2日)に起因する!

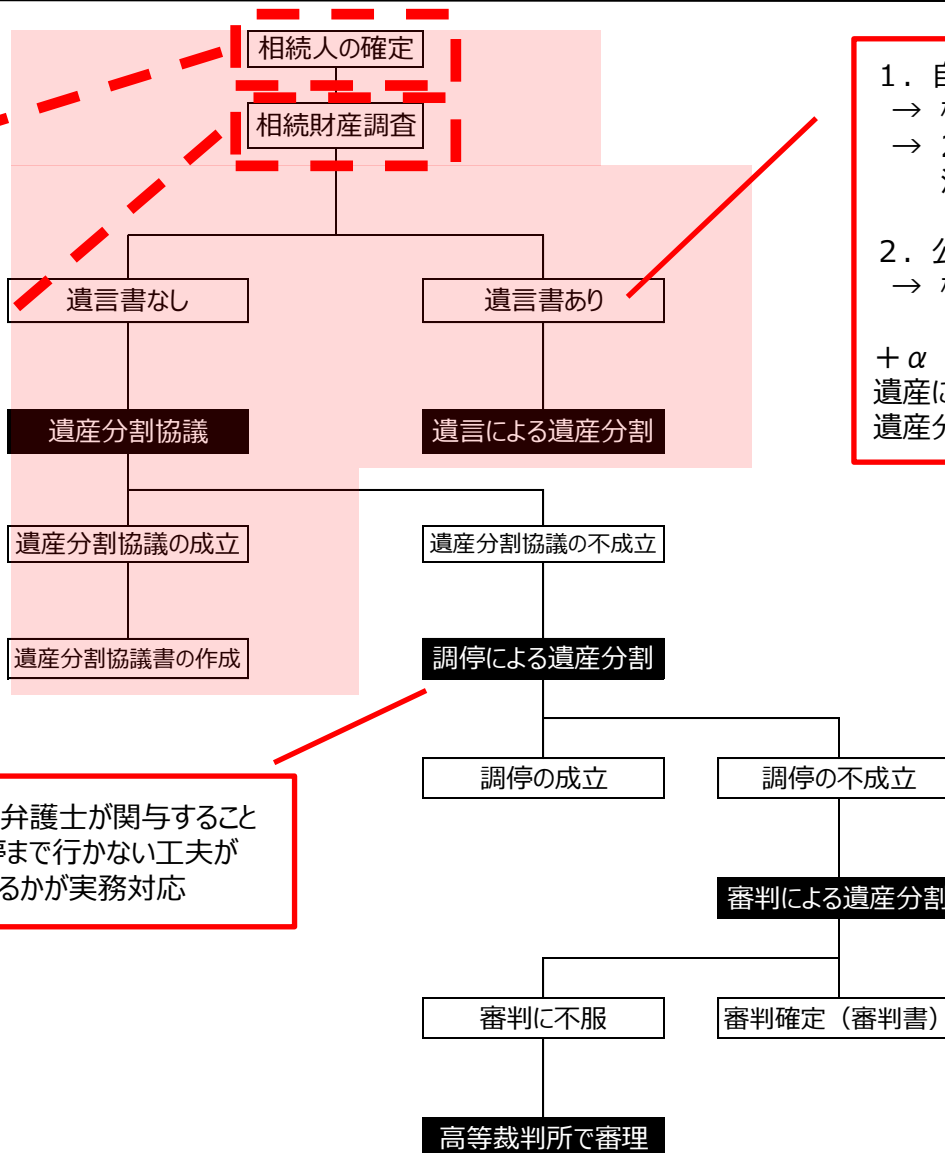
1. 特に下 2 つは特筆に値する機能といえます。
2. 事業承継の現場において、相続放棄 (場合によっては限定承認) の適用場面も  
今後は検討可能性がある。

# 遺産分割の基本的な流れ

1. 相続発生時  
→ 相続人だけの情報でも何とかなる

2. 生前対策時  
→ 相続人だけでは完全に不足する

☑相続実務で最も大切なのは**分割**



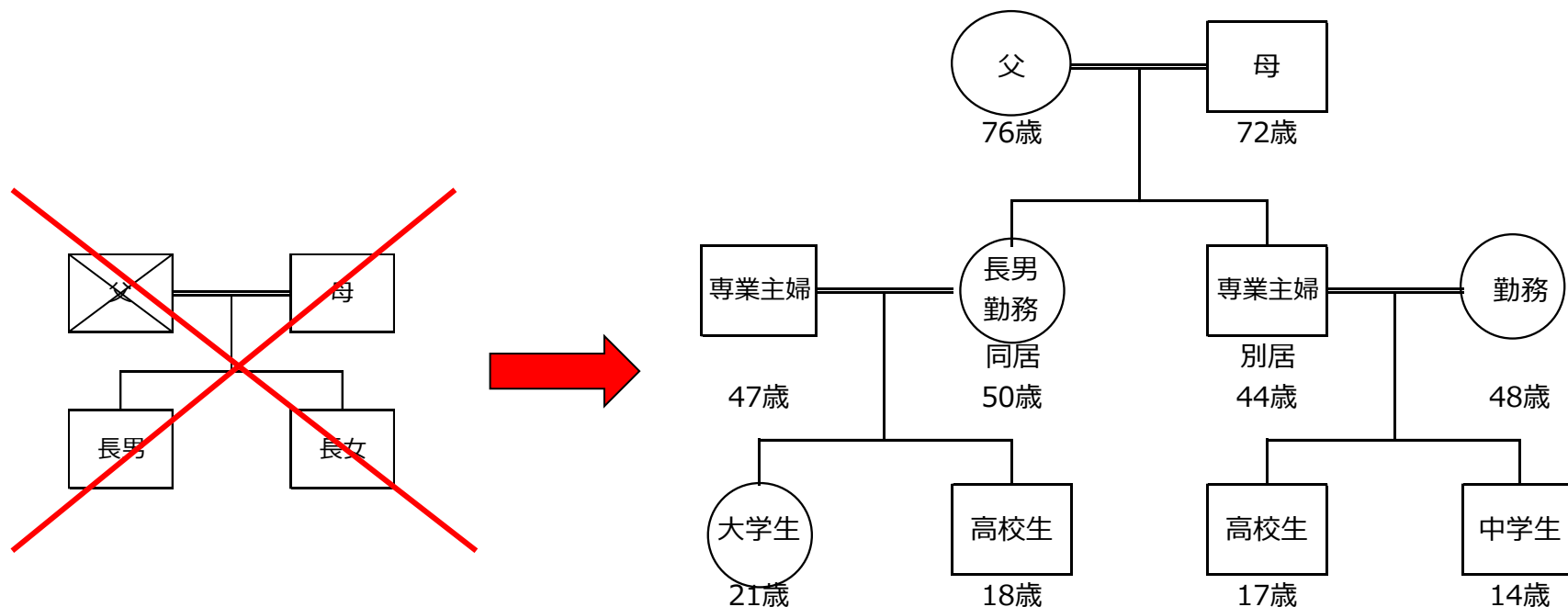
1. 自筆証書遺言  
→ 検認必要  
→ 2020年7月10日以降、  
法務局保管の場合には不要

2. 公正証書遺言  
→ 検認不要

+ α 分割方法を指定した遺言でも  
遺産に漏れがあると、漏れた部分は  
遺産分割協議となる

ここから先は弁護士が関与すること  
が多く、調停まで行かない工夫が  
どれだけできるかが実務対応





## ☑ ポイント

1. 子供の数
2. 資産の偏りの方向性予想
3. 誰に資金を寄せる必要があるか

# B/Sで考える相続・事業承継の視点

個人（父）B/S（相続税評価額）

|            |     |      |     |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金        | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等      | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 不動産（自宅：同居） | ××× |      |     |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |      |     |
| 自社株（60%）   | ××× |      |     |
| 会社貸付金      | ××× |      |     |
| 会社建物敷地     | ××× |      |     |

個人（母）B/S（相続税評価額）

|            |     |      |     |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金        | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等      | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |      |     |
| 自社株（40%）   | ××× |      |     |

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

|            |     |      |     |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金        | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 上場株式等      | ××× |      |     |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |      |     |

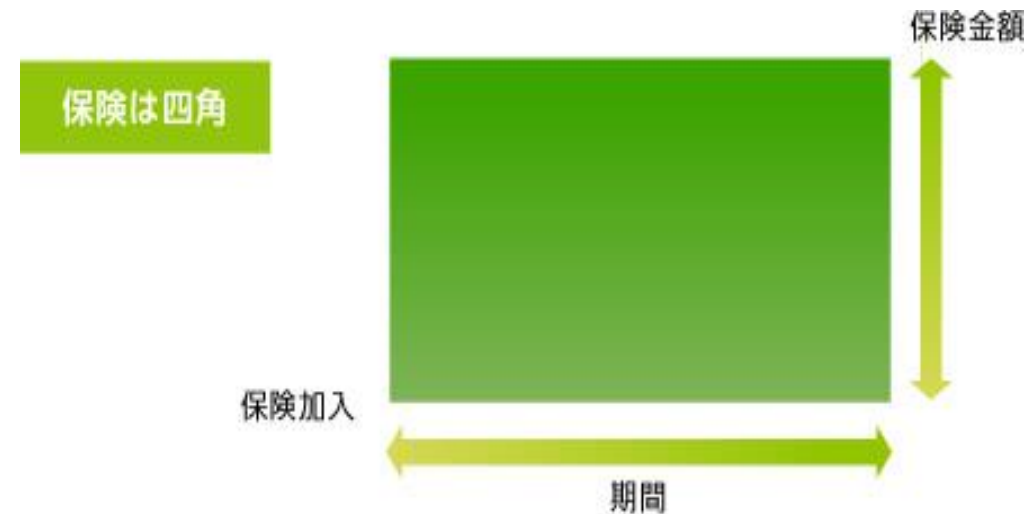
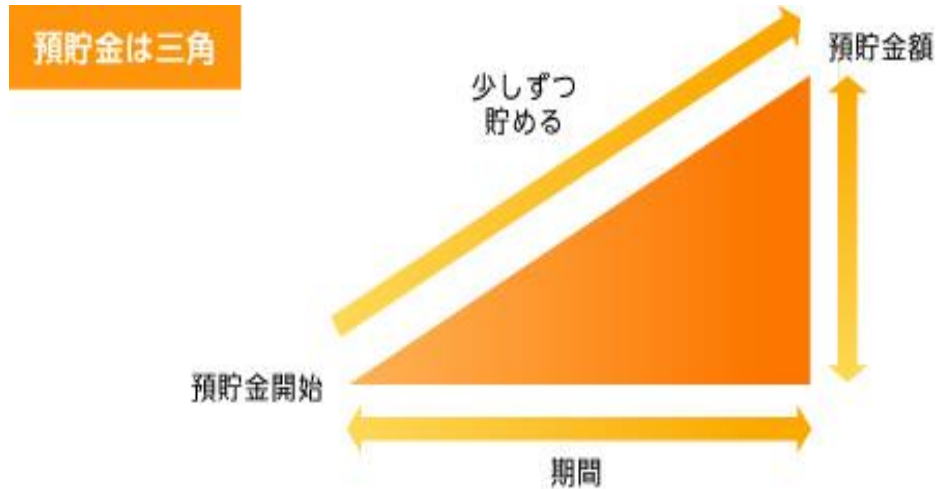
個人（長女）B/S（相続税評価額）

|            |     |      |     |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金        | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |      |     |

# 生命保険本来の役割確認 (個人編・法人編)

## ☑ 格言

### 貯蓄（貯金）は三角、保険は四角



出典：一般社団法人生命保険協会HP

➡ レバレッジが効く！

## 相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために  
万人は一人のために

## 死亡や病気、ケガへの備え

Point :

- ① **保障を買う！**
- ② **体況が影響を与える金融商品**

## 将来のための資金の備え

Point : **明確な資金使途**

- 1. 残された遺族の生活保障
- 2. 葬儀代金
- 3. 相続税の納税資金
- 4. 分割調整資金  
(遺留分侵害対策含む)

## 相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために  
万人は一人のために

## 死亡や病気、ケガへの備え

Point :

- ① **保障を買う！**  
社長の不足の事態に備える
- ② **体況が影響を与える金融商品**

## 将来のための資金の備え

Point : **明確な資金使途**

- 1. 借入金返済資金
- 2. 運転資金
- 3. 自社株対策資金
- 4. 相続対策資金
- 5. 退職金準備

# 個人財産・法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

|            |     |            |     |
|------------|-----|------------|-----|
| 現預金        | ××× | 借入金（賃貸紐付き） | ××× |
| 上場株式等      | ××× | 預り保証金      | ××× |
| 不動産（自宅）    | ××× | 葬式費用       | ××× |
| 不動産（賃貸）    | ××× | 基礎控除       | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |            |     |
| 自社株（60%）   | ××× |            |     |
| 会社貸付金      | ××× |            |     |
| 会社建物敷地     | ××× |            |     |

個人（母）B/S（相続税評価額）

|            |     |      |     |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金        | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等      | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× |      |     |
| 自社株（40%）   | ××× |      |     |

次世代への資産の承継方法は・・・  
贈与？  
相続？

法人B/S（相続税評価額）

|         |     |             |     |
|---------|-----|-------------|-----|
| 現預金     | ××× | 金銭債務（買掛金など） | ××× |
| その他金融資産 | ××× | 借入金（金融機関）   | ××× |
| 商品、製品   | ××× | 借入金（役員）     | ××× |
| 固定資産    | ××× |             |     |
| 建物（建附）  |     |             |     |
| 構築物等    |     |             |     |
| 土地      |     |             |     |
| 借地権     |     |             |     |
| 保険積立金   | ××× |             |     |
| 営業権     | ××× |             |     |

本当に債務はこれだけ？

# B/S 3類型

| 時価ベース | 相評ベース | 簿価ベース | 法人B/S   |             | 簿価ベース | 相評ベース | 時価ベース |
|-------|-------|-------|---------|-------------|-------|-------|-------|
| ×××   | ×××   | ×××   | 現預金     | 金銭債務（買掛金など） | ×××   | ×××   | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 金銭債権    | 未払法人税等      | ×××   | ×××   | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 商品、製品   | その他流動負債     | ×××   | ×××   | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | その他流動資産 | 借入金（金融機関）   | ×××   | ×××   | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 建物（建附）  | 借入金（役員）     | ×××   | ×××   | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 構築物等    | 退職金（従業員）    |       |       | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 土地      | 退職金（役員）     |       |       | ×××   |
| ×××   | ×××   |       | 借地権     | 未払残業代       |       |       | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 投資有価証券  | その他偶発債務     |       |       | ×××   |
| ×××   | ×××   | ×××   | 関係会社株式  |             |       |       |       |
| ×××   | ×××   | ×××   | 保険積立金   |             |       |       |       |
| ×××   | ×××   |       | 営業権     |             |       |       |       |
| ×××   | ×××   | ×××   |         |             | ×××   | ×××   | ×××   |



# 生命保険活用法 (個人編)

相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために  
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :

- ① **保障を買う!**
- ② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金使途**

- 1. 残された遺族の生活保障
- 2. 葬儀代金
- 3. 相続税の納税資金
- 4. 分割調整資金  
(遺留分侵害対策含む)

Q.生命保険金は受取人固有の財産とよくききますが、その根拠・留意点を教えてください。

A.生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となります（最判昭和40年2月2日）。そのため、遺産分割の対象から除外されますが、保険金受取人が指定されていなかった場合には、保険約款等の規定を確認する必要があります。

ただし、一定の場合には、特別受益の対象となる可能性があり、その場合には遺産分割において考慮される余地が残ります（最決平成16年10月29日）。

## ①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

---

- (1) 被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人として特定の相続人（例えば、妻）が指定されている場合

生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となる（最判昭和40年2月2日）。

「保険金受取人としてその請求発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」と判示

- 生命保険金は、相続財産でなく、受取人固有の権利と判断
- 相続人が相続放棄をした場合であっても、生命保険金を取得することが可能

## ①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

---

(2) 被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人として被保険者又はその死亡の場合はその相続人が指定されている場合

保険契約者の意思としては、被保険者が死亡した時点での相続人を受取人として指定したと解釈でき、生命保険金は受取人である相続人固有の財産となるため、各相続人が受領する生命保険金は遺産分割の対象とならない（最判昭和40年2月2日）。

各相続人は、原則として、各相続人間の相続分の割合に応じ算出された生命保険金額を受領することになる（最判平成6年7月18日）。

## ①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

---

（３）被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人を指定していなかった場合

保険約款等の規定に従うことになる。保険約款上、「保険金受取人の指定のないときは、保険金を被保険者の相続人に支払う。」旨の条項があれば、保険金受取人を被保険者の相続人と指定した場合（上述）と同様のため、相続人が固有の権利として生命保険金（保険金請求権）を取得したものであるとして、遺産分割の対象とはならない。

## ■ 特別受益の対象財産（民法903①）

1. 遺贈
2. 生前贈与
3. 婚姻等のための贈与
4. 生計の資本としての贈与  
（子供が独立して別世帯を持つための不動産・営業権・農地等の贈与）

→ 「遺産」の前渡し分であるため、遺産分割や遺留分算定においては、**持ち戻す**  
→ **生命保険金も特別受益財産に準じた扱いかどうか？**

# 特別受益・遺留分算定基礎財産への戻し（条文）

（特別受益者の相続分）

第九百三条 **共同相続人中**に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は**婚姻**若しくは**養子縁組**のため若しくは**生計の資本**として**贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 **被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。**



# 生命保険金は特別受益？

## ■最高裁 平成16年10月29日判決

### 裁判要旨

被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、①**保険金の額**、②**この額の遺産の総額に対する比率**、③**保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係**、④**各相続人の生活実態等の諸般の事情**を総合考慮して、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき**特段の事情**が存する場合には、同条の類推適用により、**特別受益に準じて持戻しの対象**となる。

## ■上記取扱い

原則：生命保険金は特別受益とはならない

特段の事情があれば：生命保険金は特別受益に準じて持ち戻す

## ■「特段の事情」とは？

- ① **保険金の額**
- ② **保険金の遺産に総額に対する比率**
- ③ **保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係  
（同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど）**
- ④ **各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮**

→ **総合的に判断（全体判断）**

**+a**

→ **「保険料」と「保険金」の間の実質的な等価性（直接判断）**

## ■全体判断

- ① 保険金の額
- ② 保険金の遺産に総額に対する比率  
$$\text{生命保険金} / \text{相続財産総額} \times 100 = 50 \sim 60\%$$
- ③ 保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係  
(同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど)
- ④ 各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮

## ■直接判断

「保険料」と「保険金」との間の実質的「等価性」があるかないかの判断

- 一時払い保険料 = 死亡保険金
- 月（年）支払い保険料  $\neq$  死亡保険金

## ■最高裁 平成16年10月29日判例以降の判例

1. 東京高等裁判所 平成17年10月27日判決  
→ **持ち戻しの対象とする**
2. 名古屋高等裁判所 平成18年3月27日判決  
→ **持ち戻しの対象とする**
3. 東京地方裁判所 平成25年10月28日判決  
→ **持ち戻しの対象としない**

### 相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

- 若くして相続が発生した場合
  - ・多額の保障（S）があった
  - ・債務超過（生命保険金除く）
  - ・自宅がない（自宅があっても手放してもよい）
  
- 相続税の基礎控除を超えても、  
配偶者の税額軽減特例を適用することで納税なしの可能性大

## 相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

| 財産       | 評価額         | 妻          | 長男        | 次男        |
|----------|-------------|------------|-----------|-----------|
| 預貯金      | 2,000,000   |            |           |           |
| 借入金      | ▲5,000,000  |            |           |           |
| 小計       | ▲3,000,000  |            |           |           |
| 相続放棄 →   | 0           | 0          | 0         | 0         |
| 死亡保険金    | 60,000,000  | 60,000,000 |           |           |
| 非課税枠     |             |            |           |           |
|          | 60,000,000  | 60,000,000 | 0         | 0         |
| 基礎控除     | ▲48,000,000 |            |           |           |
|          | 12,000,000  | 6,000,000  | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 相続税総額    | 1,200,000   | 600,000    | 300,000   | 300,000   |
| 各人の相続税額  |             | 1,200,000  | 0         | 0         |
| 配偶者の税額軽減 |             | ▲1,200,000 | 0         | 0         |
| 各人の相続税額  |             | 0          | 0         | 0         |

相続人でない      相続人でない      相続人でない  
相続税の納税義務者

∴遺贈により財産を取得

1. 基礎控除 (相法15②)
- 2. 生命保険金の非課税枠 (相法12①五)**
3. 死亡退職金の非課税枠 (相法12①六)
4. 債務控除 (相法13)
5. 相次相続控除 (相法20)
6. 配偶者の税額軽減特例 (相法19の2)
7. 未成年者控除 (相法19の3)
8. 障害者控除 (相法19の4)
9. 代襲相続人の孫に対する2割加算 (相法18)

## ②生命保険金の非課税枠の利点と盲点

Q.被相続人が被保険者及び契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人として特定の相続人（例えば、妻）が指定されている場合、妻が受け取る生命保険金には相続税法上の非課税枠がありますが、この考え方と具体的な活用方法を教えてください。

A.生命保険金は受取人固有の財産（Q 1 参照）であり、原則として特別受益の持戻しの対象とならず、遺産分割で考慮されることはありません。ただし、相続税法上、みなし相続財産として課税されますが、一定額までは非課税として処理されます。

この契約形態は相続実務ではよく用いられており、相続発生後に資金が必要となる相続人等へ資金を確実に運べる手法になります。生前対策において、資金が必要となる場面を具体的に描けるかがポイントになります。また、受取人が非課税となるのは、条文上「相続人」に限定されているため、節税の観点からは誰を受取人にするかを検証する必要があります。



# みなし相続財産（相法 3 ①一）

## 相続税法 第 3 条

1一 被相続人の死亡により**相続人その他**の者が**生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金を取得**した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料**で、被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

| 契約者<br>(保険料負担者) | 被保険者 | 受取人            |
|-----------------|------|----------------|
| 被相続人            | 被相続人 | 相続人 <b>その他</b> |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

# みなし相続財産（相法 3 ①一）

|        |      |      |                |
|--------|------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者  | 被保険者 | 受取人            |
| 被相続人   | 被相続人 | 被相続人 | 相続人 <b>その他</b> |



贈与税の課税関係なし

|        |               |      |                |
|--------|---------------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者（変更後）      | 被保険者 | 受取人            |
| 被相続人   | <b>相続人その他</b> | 被相続人 | 相続人 <b>その他</b> |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

---

|        |               |      |                |
|--------|---------------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者           | 被保険者 | 受取人            |
| 被相続人   | <b>相続人その他</b> | 被相続人 | 相続人 <b>その他</b> |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

## 【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになりますか。

## 【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

## 【関係法令通達】

相続税法第5条第2項

相続税法基本通達3-36

# 生命保険金の非課税枠（相法 1 2 ①五）

（相続税の非課税財産）

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一～四 省略

五 **相続人**の取得した**第三条第一項第一号に掲げる保険金**（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

## 生命保険金（死亡保険金）（相法 1 2 ①五）

**500万円 × 法定相続人の数**

相続税法 第12条

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない

一～四 省略

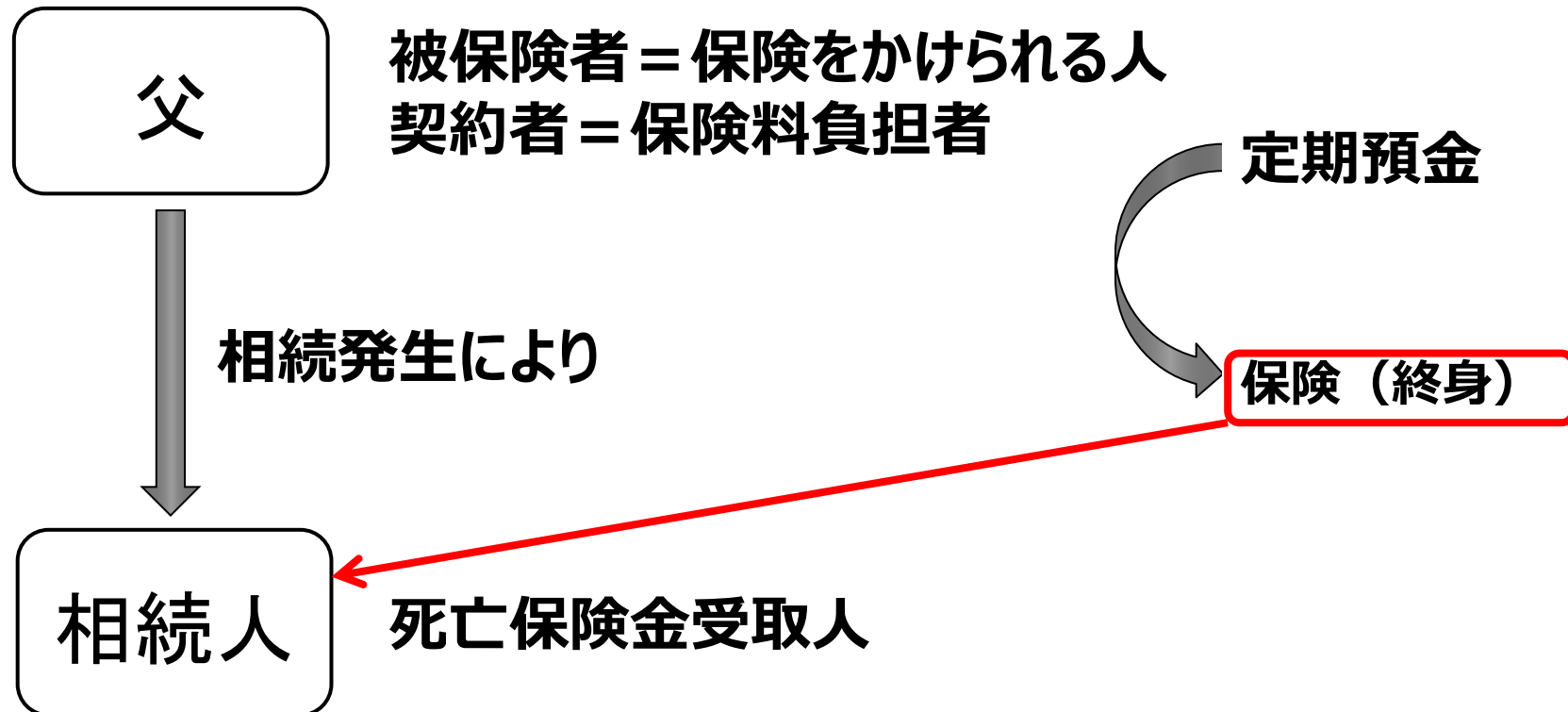
五. **相続人の取得した第3条第1項第1号に掲げる保険金**については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分（イ・ロ略）

イ **第3条第1項第1号の被相続人のすべての相続人が取得**した同号に掲げる保険金の合計額が500万円に当該被相続人の第15条第2項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額  
ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうちに当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

+ a（次テーマ）

相法3①三（まだ保険事故が起きていない生命保険）については、相法12のいずれにも該当しないため非課税とはならない。

## 終身保険を使って、非課税500万円/人を活用する！



**定期預金を保険契約（終身）へ形を変えるイメージ！**

### ③遺産分割と生命保険契約に関する権利

---

Q.生命保険契約に関する権利は保険事故発生前の契約であるため、解約返戻金相当額で評価することは理解できるのですが、遺産分割の対象となるか否か、混乱することがあります。この点につき、詳細に教えてください。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案があれば教えてください。

A.生命保険契約に関する権利の評価方法は、相続開始時点における解約返戻金相当額となります（評基通214）。ただし、加減算項目がありますので、注意を要します。相続税法上、評価の対象となるのは、被相続人が保険料負担をしているものに限られます。

次に遺産分割の対象となるか否かについては、契約形態によって異なります。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案としては、二次相続における生命保険金の非課税財産の活用が考えられます。

## 相続税法 第3条

1

### 一二 省略

三 **相続開始の時**において、まだ保険事故が発生していない生命保険契約（解約返戻金等の支払いがない生命保険契約を除く）で**被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるもの**がある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で、当該相続開始の時までに払い込まれたもの**の全額に対する割合に相当する部分

- 生命保険契約において保険料を支払う義務を負う者を保険契約者という（保険法2③）
- **遺産分割協議の対象外（遺産分割することなしに契約者が承継する）**
- 特別受益に該当するか、検証の必要あり

## 財産評価基本通達

214 相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時において当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。



### ③遺産分割と生命保険契約に関する権利

| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人    |
|--------|-----|------|--------|
| 被相続人   | 長男  | 長男   | 長男の相続人 |

→ 年払、10年のうち10年支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

---

| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人    |
|--------|-----|------|--------|
| 被相続人   | 長男  | 長男   | 長男の相続人 |

→ 年払、10年のうち6年支払う

| 保険料負担者         | 契約者 | 被保険者 | 受取人    |
|----------------|-----|------|--------|
| 被相続人<br>途中から長男 | 長男  | 長男   | 長男の相続人 |

→ 残り4年を支払う

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」（ただし、支払対応分）

### ③遺産分割と生命保険契約に関する権利

| 保険料負担者 | 契約者  | 被保険者           | 受取人  |
|--------|------|----------------|------|
| 被相続人   | 被相続人 | 相続人 <b>その他</b> | 被相続人 |

- 被相続人の相続時に被相続人の「**本来財産**」
- 遺産分割協議の対象
- ただし、特別受益に該当するか検証に必要あり

#### 財産評価基本通達

214 相続開始の時ににおいて、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時ににおいて当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

### ③遺産分割と生命保険契約に関する権利

#### 保険契約者等の異動に関する調書（相法59②）

第八号書式

| 保険契約者等の異動に関する調書 |                               |                         |       |                       |  |  |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------|-------|-----------------------|--|--|
| ○               | 新保険契約者等                       | 住所<br>(居所)<br>又は<br>所在地 |       | 氏名<br>又は<br>名称        |  |  |
|                 | 死亡した保険契約者等                    |                         |       |                       |  |  |
|                 | 被保険者等                         |                         |       |                       |  |  |
| 解約返戻金相当額        |                               | 既払込保険料等の総額              |       | 死亡した保険契約者等の<br>払込保険料等 |  |  |
| 円               |                               | 円                       |       | 円                     |  |  |
| 評価日             | 1 保険契約者等の死亡日<br>2 契約者変更の効力発生日 | 保険契約者等の<br>死亡日          | 年 月 日 | (摘要)                  |  |  |
| 保険等の<br>種類      |                               | 契約者変更の<br>効力発生日         | 年 月 日 | ( 年 月 日提出)            |  |  |
| 保険会社等           | 所在地                           |                         |       |                       |  |  |
|                 | 名称                            |                         | 法人番号  |                       |  |  |

#### ④配偶者居住権と生命保険

Q.令和2年4月1日に配偶者居住権が施行されましたが、簡単な制度概要、実務上の留意点を教えてください。また、今後の提案余地と生命保険とのかかわりについても言及してください。

A.配偶者居住権の制度趣旨が一次相続における配偶者保護にあります。具体的には、所有権よりも低廉な居住権を確保し、生活資金の確保を可能にする制度です。そのように考えると一次相続で争う可能性が少ない場合には提案余地は少ないものと理解できます。配偶者居住権は出口（消滅）戦略を考えることが何よりも重要になりますので、詳細な検討が必要になると考えます。

また、配偶者が保険金受取人の生命保険があれば、配偶者固有の財産として生活資金確保が可能となりますので、配偶者居住権以外の制度で配偶者保護を図る可能性も検討すべきと考えます。

# 配偶者居住権（法務省HP）

## 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

### 1. 見直しのポイント

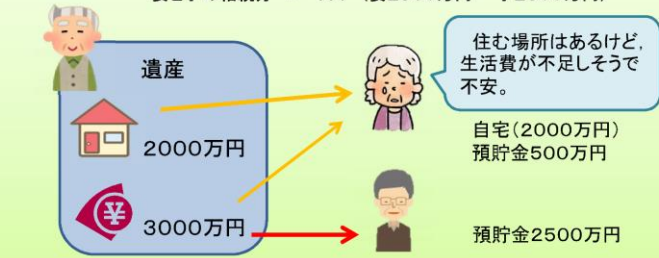
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を新設する。

- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって  
配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

### 2. 現行制度

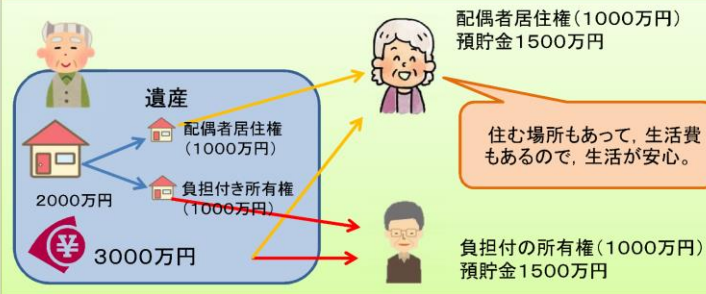
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合  
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



### 3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



## 配偶者居住権の価値評価について(簡易な評価方法)

### 簡易な評価方法の考え方

法制審議会民法(相続関係)部会において事務当局が示した考え方(注1)  
※平成29年3月28日第19回部会会議資料より



(注1) 相続人間で、簡易な評価方法を用いて遺産分割を行うことに合意がある場合に使うことを想定したものであるが、不動産鑑定士協会からも一定の合理性があるとの評価を得ている。

(注2) 負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して求めることができる(負担消滅時まで所有者は利用できないので、その分の収益可能性を割引く必要がある。)

### 評価の具体例

(事例)

同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築。  
妻が75歳の時に夫が死亡。  
その時点での土地建物の価値4200万円(注)。

(注) 東京近郊(私鉄で中心部まで約15分、駅徒歩数分)の実例(敷地面積90平米、木造2階建て、4DK+S、築40年)を参考に作成



平均余命 平成28年簡易生命表より抜粋  
(単位:年)

|     | 男     | 女     |
|-----|-------|-------|
| 50歳 | 32.54 | 38.21 |
| 55歳 | 28.02 | 33.53 |
| 60歳 | 23.67 | 28.91 |
| 65歳 | 19.55 | 24.38 |
| 70歳 | 15.72 | 19.98 |
| 75歳 | 12.14 | 15.76 |
| 80歳 | 8.92  | 11.82 |
| 85歳 | 6.27  | 8.39  |

終身の間(平均余命を前提に計算)の配偶者居住権を設定したものとして計算(注)  
この場合、配偶者居住権の価値は1500万円となり、約35パーセントにその価値を圧縮することができる。

(注) この事例では、配偶者居住権消滅時の建物の価値が0円となるため、土地の価格(4200万円)を法定利率年3%で15年分割り戻したもの。

# C f 配偶者短期居住権（法務省HP）

## 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 （配偶者短期居住権）

### 1. 見直しのポイント

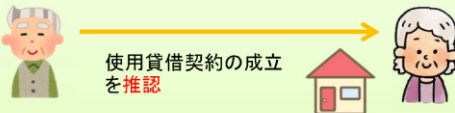
配偶者は、相続開始時に被相続人の建物（居住建物）に無償で住んでいた場合には、以下の期間、**居住建物を無償で使用する権利**（配偶者短期居住権）を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6か月間は保障）
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

### 2. 現行制度

最判平成8年12月17日の判例法理

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。



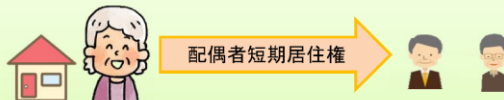
判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合がある。



- ・ 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ・ 被相続人が反対の意思表示した場合  
→ 使用貸借が推認されず、居住が保護されない。

### 3. 制度導入のメリット

被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができる。

他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもある。

配偶者居住権を取得すると・・・

## 原則

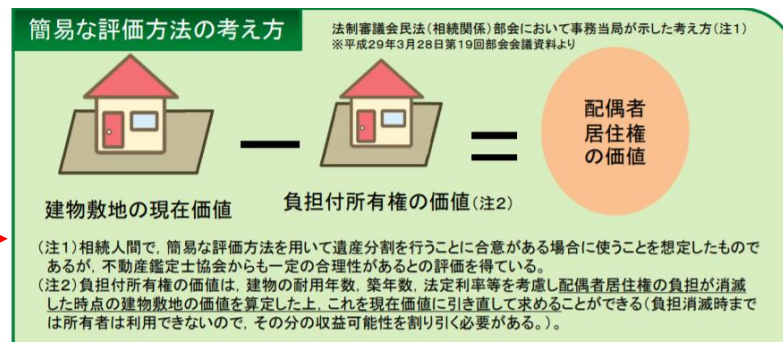
配偶者居住権の財産的価値に相当する金額を相続（具体的相続分により取得）したことになる

## 例外

特別受益の持戻し免除の意思表示の推定  
→①遺贈or死因贈与による設定であって、②婚姻期間が20年以上の場合、特別受益の持戻しを適用しない

＜配偶者居住権の評価方法＞ ※法定されているわけではない

- ①中間試案補足説明11項で示された方法
- ②部会資料14・3項で示された方法
- ③不動産鑑定士協会連合会の提案した方法
- ④配偶者居住権の簡易な評価方法
- ⑤相続税評価（相続税法23条の2）による





## (2) 財産評価

上記(1)の配偶者居住権については、取得した相続財産の分割行為である遺産分割等により定められ、具体的相続分を構成することから、相続により取得した財産として相続税の課税対象になります。その場合の財産評価については、下記の理由から相続税法第22条の「時価」によるのではなく、相続税法で別途評価方法を規定することとされました(相法23の2)。

### ① 法定評価とされた理由

相続税法は、相続税・贈与税における財産の評価額について、原則として、財産を取得した時における「時価」によることのみを定め(相法22)、具体的な評価方法については解釈に委ねています(実務上は、専ら国税庁が定める「財産評価基本通達」により評価されています。)。ただし、地上権、定期金に関する権利等の一部の財産については、時価を把握することが困難である等の理由により、解釈に委ねるのではなく、相続税法に具体的な評価方法が法定されています。

配偶者居住権は、従前から居住していた建物を無償で使用・収益することができる権利であり、遺産分割においては具体的相続分を構成することから、一定の財産的価値を有しているものと考えられます。今般の相続税法の改正では、この配偶者居住権の評価について、原則的な「時価」による評価ではなく、

地上権等と同様に評価方法を法定することとされました。その主な理由は次のとおりです。

イ 相続税法の「時価」とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解されており、取引可能な財産を前提としているが、配偶者居住権は譲渡することが禁止されているため、この「時価」の解釈を前提とする限り、解釈に委ねるには馴染まないと考えられること。

ロ まだ制度が開始しておらず、配偶者居住権の評価額について解釈が確立されているとは言えない現状において解釈に委ねると、どのように評価すれば良いのか納税者が判断するのは困難であると考えられ、また、納税者によって評価方法が区々となり、課税の公平性が確保できなくなるおそれがあること。

ハ 配偶者の余命年数を大幅に超える存続期間を設定して配偶者居住権を過大に評価し、相続税の配偶者に対する税額軽減の適用を受ける等の租税回避的な行為を防止するためには、法令の定めによることが適切であると考えられること。

また、下記③のとおり、配偶者居住権のほか、配偶者居住権の目的となっている建物の所有権、配偶者居住権に基づく敷地の使用権及びその敷地の所有権等についても評価方法が法定されました。このうち、建物の所有権及び敷地の所有権等は、配偶者居住権そのものとは異なり取引可能な財産ですが、上記ロやハと同様の理由により法定評価とされています。

なお、遺産分割等においては、相続税法の法定評価によらず、例えば相続人間で合意した価額で配偶者居住権を設定することも当然ながら可能ですが、相続税の計算においては、法定評価を用いて評価しなければならず、他の評価方法で申告することは認められません。



## ② 評価方法の基本的な考え方

配偶者居住権を取得した配偶者は、その存続期間中、従前から居住していた建物を無償で使用・収益することができます。これをその建物を取得した相続人の側から見れば、配偶者居住権が存続する期間中は配偶者による無償の使用・収益を受忍する負担を負い、存続期間満了時点でその建物が自由な使用・収益が可能な完全な所有権に復帰することになります。

この点に着目し、まず、存続期間満了時点における建物所有権の価額を算定し、これを一定の割引率により現在価値に割り戻すことにより、相続開始時点における（配偶者居住権付の）建物所有権の評価額を算定します。そして、この価額を配偶者居住権が設定されなかったものとした場合の相続開始時点における建物所有権の評価額から控除することにより、間接的に配偶者居住権を評価することとされました（配偶者居住権に基づく敷地の使用権についても同様です）。

ところで、配偶者居住権は建物を無償で使用・収益する権利であり、配偶者は、建物の賃料に相当する額の利益を受けることになるという点に着目し、配偶者居住権が存続する期間中に受ける賃料相当額の総額を配偶者居住権の評価額とするというアプローチも考えられます。

しかしながら、建物の賃料は所在場所やその構造等によって様々であり、納税者が適正な賃料を算定することは一般に困難を伴うと考えられ、申告納税制度の下では、簡便性を欠くことになります。そのため、このような賃料をベースとした評価方法は採用されませんでした。

☑ 権利帰属において、賃料も配偶者に帰属することから、賃料相当額ベースのアプローチの余地があったが、採用されなかった。

(∵ 納税者による適正賃料の算定が困難なため)

# 財産評価の考え方（財務省 新旧対照表より）

## （配偶者居住権等の評価）

第二十三条の二 配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の相続開始の時に、  
当該配偶者居住権が設定されてゐないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されてゐる場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共有してゐた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されてゐない部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二 当該配偶者居住権が設定された時におけるイに掲げる年数をロに掲げる年数で除して得た数（イ又はロに掲げる年数が零以下である場合には、零）

イ 当該配偶者居住権の目的となつてゐる建物の耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められてゐる耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数をいう。ロにおいて同じ。）から建築後の経過年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。ロにおいて同じ。）及び当該配偶者居住権の存続年数（当該配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数をいう。次号において同じ。）を控除した年数

ロ イの建物の耐用年数から建築後の経過年数を控除した年数  
三 当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者居住権の存続年数に応じ、法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの

2| 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の価額は、当該建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されてゐないものとした場合の時価から前項の規定により計算した当該配偶者居住権の価額を控除した残額とする。

3| 配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額は、第一号に掲げる価額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されてゐないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されてゐる場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該土地を他の者と共有し、若しくは当該建物をその配偶者と共有してゐた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されてゐない部分に応ずる部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

4| 二 前号に掲げる価額に第一項第三号に掲げる割合を乗じて得た金額  
配偶者居住権の目的となつてゐる建物の敷地の用に供される土地の価額は、当該土地の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されてゐないものとした場合の時価から前項の規定により計算した権利の価額を控除した残額とする。

## ■ 配偶者居住権の評価

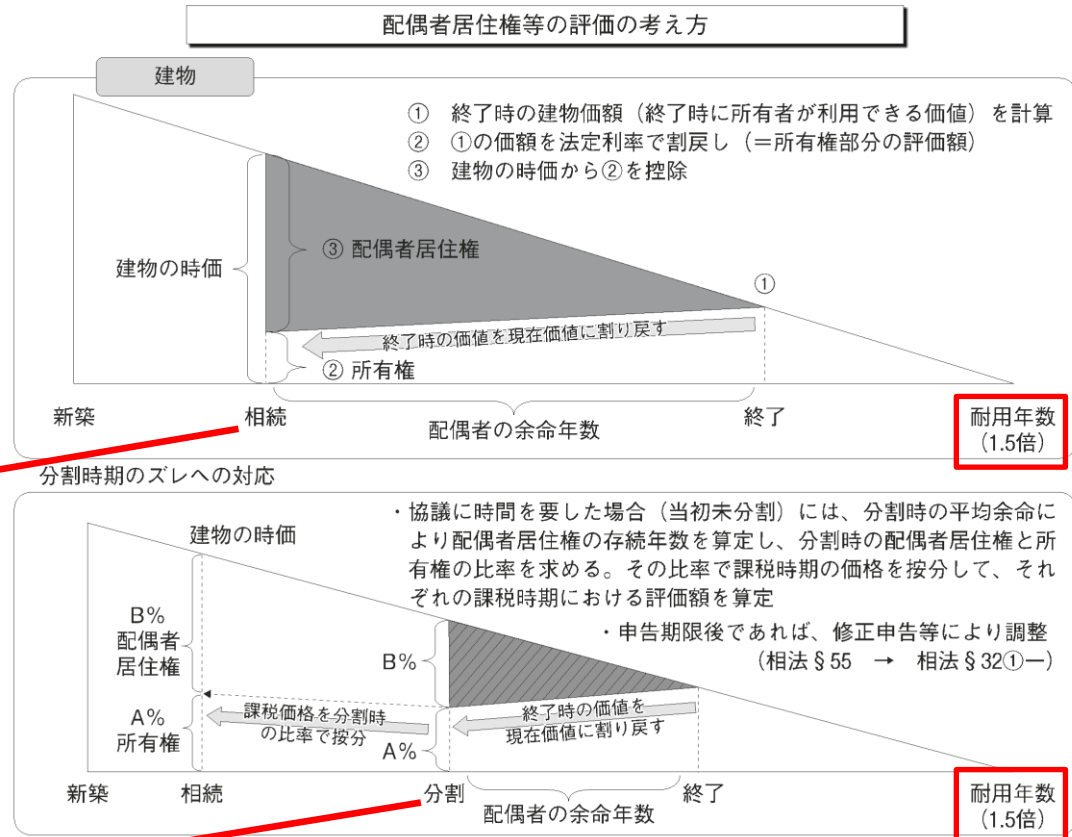
具体的には、次の算式により算出します  
(相法23の2①)。ただし、分数の項の分母  
又は分子が0以下となる場合には、分数の  
項を0とします(結果的に居住建物の時価  
と一致することになります。)

### 《算式》

$$\frac{\text{居住建物の時価} - \frac{\text{居住建物の時価} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{経過年数}}{\text{耐用年数}}}{\frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数} + \text{経過年数}}} \times \frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数} + \text{経過年数}} \times \text{法定利率による複利現価率}$$

相続の時  
相基通  
23の2-2(2)

分割の時  
相基通  
23の2-2(1)



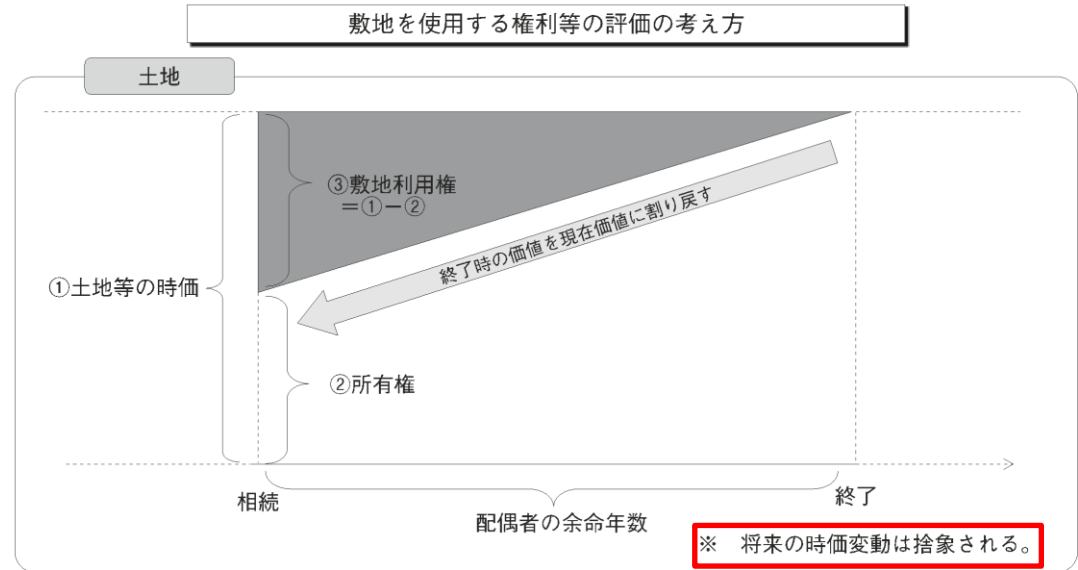
## ■ 配偶者居住権に基づく敷地利用権の評価

具体的には、次の算式により算出します  
(相法23の2③)。

《算式》

$$\text{土地等の時価} - \text{土地等の時価} \times \frac{\text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}}{\text{存続年数}}$$

→ 小規模宅地等の特例適用へ  
(次頁参照)



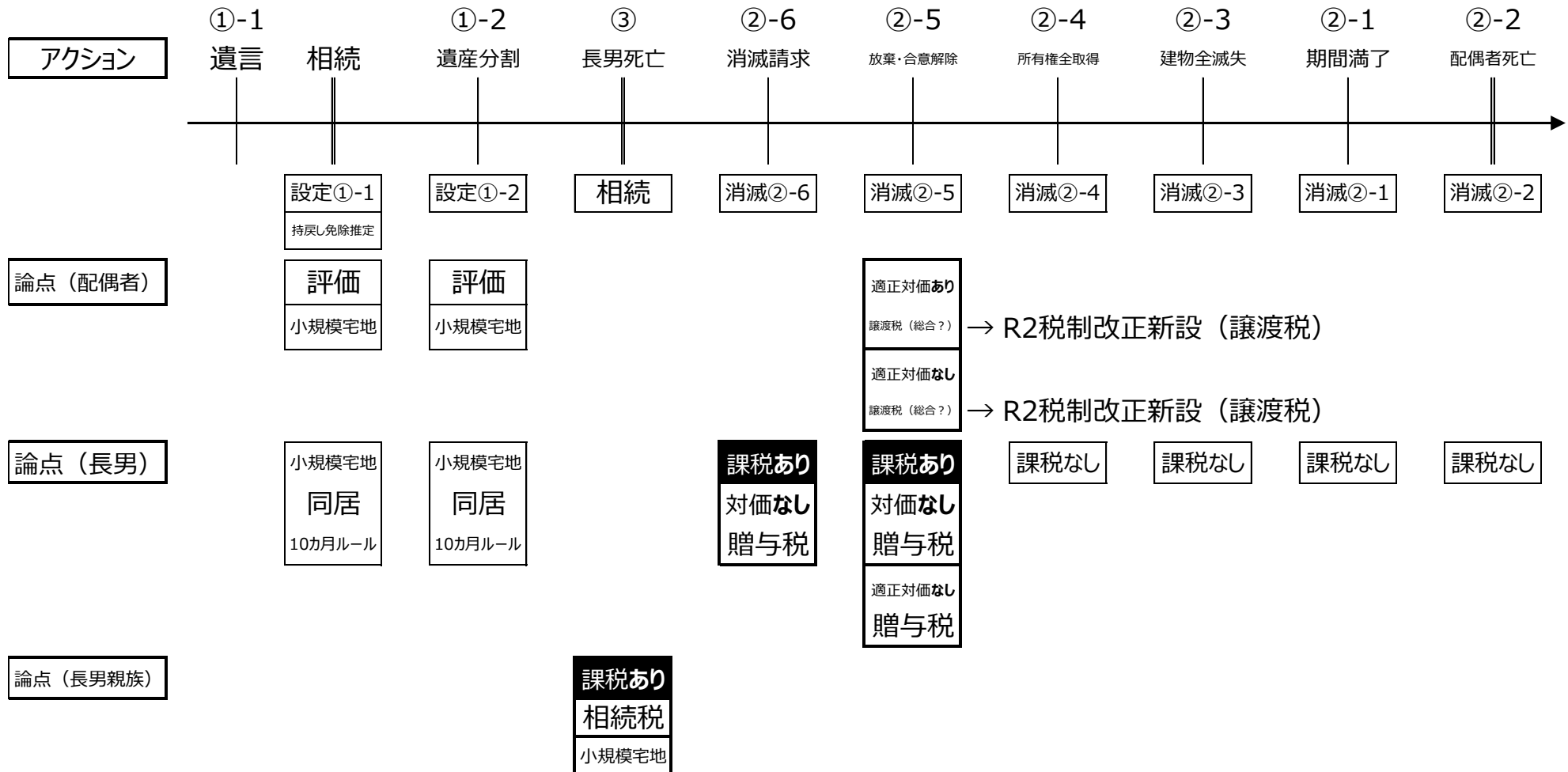
## ■ 負担付き建物、土地等の評価

負担付き建物 = 建物時価 - 配偶者居住権

負担付き土地 = 土地時価 - 配偶者居住権に基づく敷地利用権

→ 子が同居していれば、負担付き土地につき、小規模宅地等の特例適用へ (次頁)

# 税務論点まとめ①



## ① 関係者が死亡した場合 (二次相続)

### イ 配偶者が死亡した場合

配偶者が死亡した場合には、民法の規定により配偶者居住権が消滅することとなります。この場合、居住建物の所有者はその居住建物について使用収益ができることとなりますが、民法の規定により (予定どおり) 配偶者居住権が消滅するものであり、配偶者から居住建物の所有者に相続を原因として移転する財産はありませんので、相続税の課税関係は生じません (配偶者居住権の存続期間が終身ではなく、例えば10年といった有期で設定されて存続期間が満了した場合も、同様に贈与税の課税関係は生じません。)

これについては、居住建物の所有者が使用収益することが可能となったことを利益と捉え、その居住建物の所有者に対してみなし課税をするという考え方もありますが、このように配偶者の生存中存続し、死亡に伴い消滅するという権利関係が生じるのは民法に定められた配偶者居住権の意義そのものに由来するものであることや、居住建物の所有者は配偶者居住権の存続期間中は

自らの使用収益が制約されるという負担を負っていること、上記(2)③の評価方法の考え方からすれば、その負担は存続期間にわたって逡減するものであり、配偶者の死亡時にまとまって解消されるのではないことを踏まえれば、課税の公平上問題があるとも言えないことから、みなし課税をする必要はないと考えられます。

(注) 下記②の場合と異なり、配偶者は、その死亡による配偶者居住権の消滅の時に、当初設定した配偶者居住権に基づき建物の使用収益の完了に至ることから、移転し得る経済的価値は存在しないと考えられ、相続税法第9条の規定の適用もないと考えられます。

なお、上記(2)③イ(ニ)のとおり、配偶者居住権の評価に用いる存続年数は原則として平均余命によることとされていますが、実際には、配偶者は相続税の課税時期における平均余命より早く亡くなる場合もあれば、それより長く生存される場合もあります。この場合、課税時期に想定された平均余命による評価額と実際の死亡時期を用いた事後的な評価額とは結果的に差を生じることとなりますが、平均余命による評価は、課税時期における最も合理的な評価方法であると考えられることから、この差を生じたことに伴い事後的に税額を調整する必要はないものと考えられます。この点は、同じく平均余命によっている相続税法第24条の定期金に関する権利の評価においても同様となっています。

- ☑ 配偶者死亡
- ☑ 期間満了
- ☑ 居住建物の全部滅失

→ 上記を原因とする配偶者居住権の消滅の場合、  
「みなし贈与課税はない」とされています。



## ロ 配偶者より先に所有者が死亡した場合

配偶者より先に居住建物の所有者が死亡した場合には、居住建物の所有権部分について所有者の相続人に相続税が課されます。この場合、配偶者居住権は存続中ですので、所有者の相続開始時において上記(2)③ロの所有権部分と同様に評価することが考えられます（居住建物の敷地についても同様です。）。

なお、居住建物の所有者から所有権部分の贈与があった場合も同様に贈与税が課税され、その課税価格は贈与時点における居住建物の評価額から配偶者居住権部分の評価額を控除した金額とすることが考えられます。

## ■ 租税回避目的の可否か？

親族構成：被相続人、妻、長男（3人同居）

☑被相続人所有財産

1. 預金2,000万円
2. 自宅5,000万円（建物1,000万円＋土地4,000万円（300㎡））

☑遺産分割

一次相続：

- (1) 妻 預金2,000万円  
配偶者居住権（400万円）およびその敷地利用権（1,600万円）  
→ さらに敷地利用権に小規模宅地等の特例適用（▲1,280万円）  
⇒ 基礎控除以下のため、課税なし（＋配偶者の税額軽減特例）
- (2) 長男 負担付き建物（600万円）およびその敷地（2,400万円）  
→ さらに敷地に小規模宅地等の特例適用（▲1,920万円）  
⇒ 基礎控除以下のため、課税なし

二次相続：父相続から1年後に死亡と仮定

- (1) 長男 課税なし（結果、二次相続にて節税の余地あり）  
→ 配偶者死亡により、配偶者居住権および敷地利用権（仮1,900万円）が消滅  
→ 長男へ相続税の課税なし

## ■ 小規模宅地等の特例関係

### ③ 配偶者居住権の創設に伴う所要の措置

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により、配偶者の居住権保護のための方策として、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象に、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利が新設され、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようになりました。

この配偶者居住権は、借家権類似の建物に

ついての権利とされていることから、配偶者居住権自体が小規模宅地特例の対象となることはありません。他方、配偶者居住権に付随するその目的となっている建物の敷地を利用する権利（敷地利用権）については、「土地の上に存する権利」に該当するので、小規模宅地特例の対象となります。なお、小規模宅地特例を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又は配偶者居住権に基づく敷地利用権の全部又は一部である場合には、その宅地等の面積は、その面積に、それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額又はその敷地利用権の価額がこれらの価額の合計額のうちに占める割合を乗じて得た面積であるものとみなして計算をし、限度面積要件を判定します（措令40の2⑥）。

### 配偶者居住権が設定されている場合における小規模宅地等の面積調整

#### 【例】

- 土地：更地の相続税評価額 4,000万円 面積 200㎡
- 子が土地・建物を相続
- 建物に配偶者と子が居住



#### 面積調整

$$200\text{㎡} \times 1,000\text{万円} / 4,000\text{万円} = 50\text{㎡}$$

$$+$$

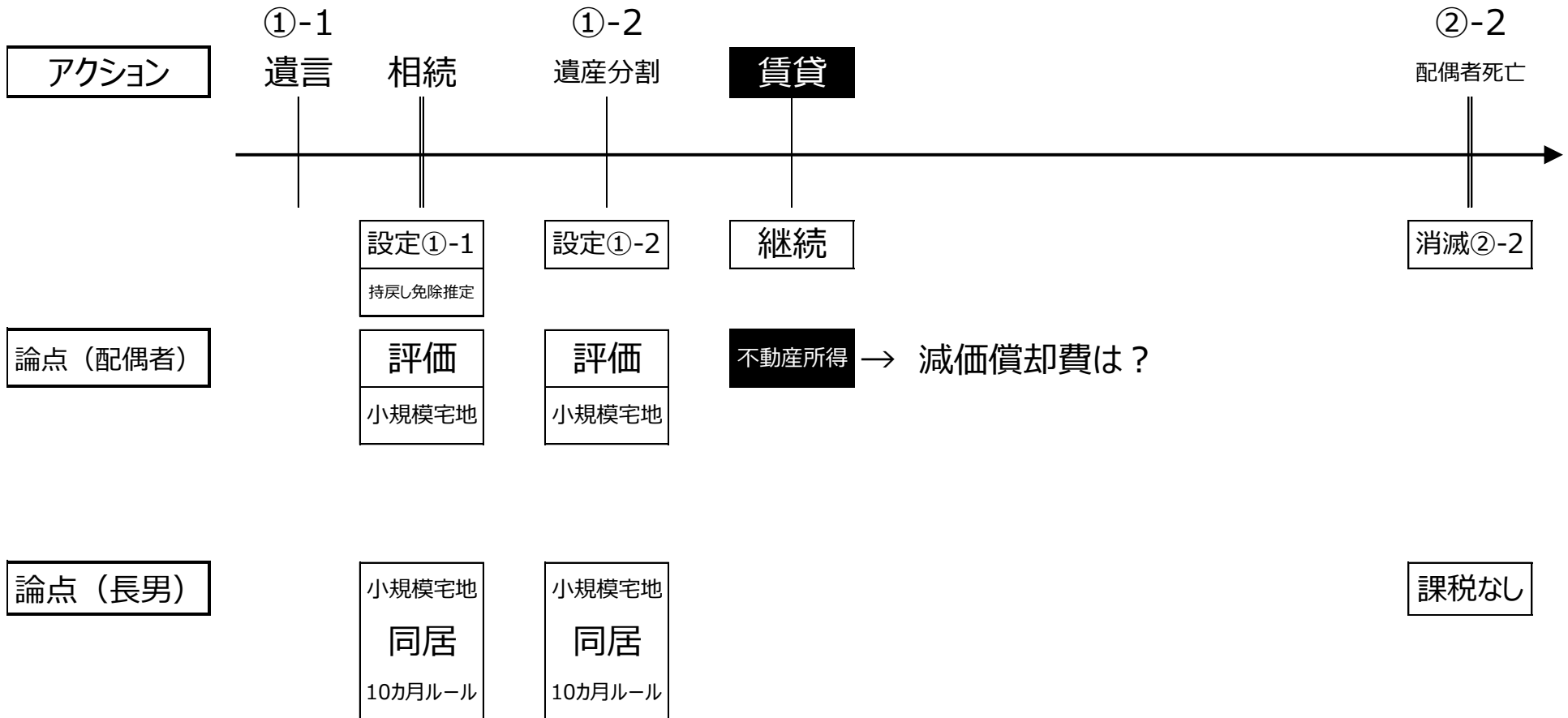
$$200\text{㎡} \times 3,000\text{万円} / 4,000\text{万円} = 150\text{㎡}$$


---

$200\text{㎡} < 330\text{㎡}$   
⇒居住用の限度面積を満たす



# 税務論点まとめ②



（特別受益者の相続分）

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

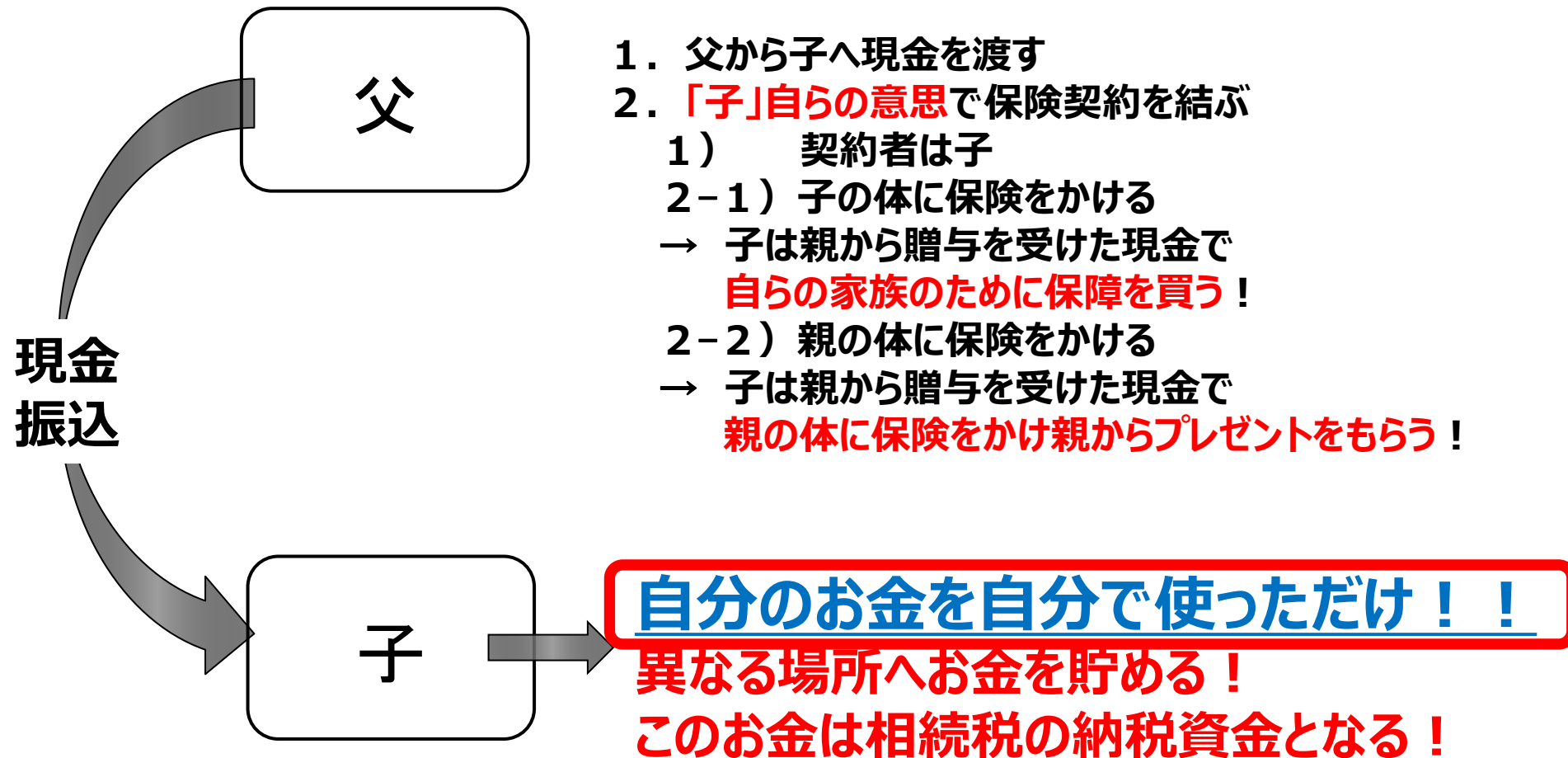
2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

**4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。**

- ☑ 遺言作成時に出口を考えているか？
  - 複数の出口に対応可能か否か？
  - 配偶者死亡がシンプルであるが、老人ホーム入居する場合の対応は？
  - 放棄・合意解除の際についての対価の有無（法律上の整理は？）
  - 総合課税（税務通信No3604）の方向性であるため、譲渡所得の特例（3,000万円控除など）は適用なしと推測
  - 建替えを検討できるか？
  - 後妻 VS 前妻の子 この場合にどう処理するか？
  - 遺言作成から相続発生まで長期間の場合の問題点（気持ちの変化、法定利率の変化等）
  - 賃貸に供する場合、不動産所得における減価償却費の取扱いは？
  
- ☑ 遺産分割時における出口想定も上記と同様
  - + α 後妻 VS 前妻の子 の場合、話し合いがうまくまとまるか？
  
- ☑ 既に家族信託契約締結している場合の取扱いは？
  
- ☑ 配偶者居住権付き建物売却に関する実際の決済方法はどうなる？

## 最も効果を発揮するのは、生命保険を使った仕組み



1. 被相続人の死亡又は生命保険契約の満期により保険金等を取得した場合若しくは保険事故は発生していないが保険料の負担者が死亡した場合において、当該生命保険又は当該生命保険に関する権利の課税に当たっては、それぞれの保険料の負担者からそれらを相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなして、相続税又は贈与税を課税することとしている（相法3①一、三5）。  
(注)生命保険金を受け取った者が保険料を負担している場合には、所得税（一時所得又は雑所得）が課税される。
2. 生命保険契約の締結に当たっては、生計を維持している父親等が契約者となり被保険者は父親等、受取人は子供等として、その保険料の支払いは父親等が負担しているというのが通例である。  
このような場合には、保険料の支払いについて、父親等と子供達との間に贈与関係は生じないとして、相続税法の規定に基づき、保険事故発生時を課税時期としてとらえ、保険金を受け取った子供等に対して相続税又は贈与税を課税することとしている。
3. ところが、最近、保険料支払い能力のない子供等を契約者及び受取人として生命保険契約を父親等が締結し、その支払保険料については、父親等が子供等に現金を贈与し、その現金を保険料の支払いに充てるという事例が見受けられるようになった。
4. この場合の支払保険料の負担者の判定については、過去の保険料の支払資金は父親等から贈与を受けた現金を充てていた旨、子供等（納税者）から主張があった場合は、事実関係を検討の上、例えば、①毎年の贈与契約書、②過去の贈与税の申告書、③所得税の確定申告等における生命保険料控除の状況、④その他贈与の事実が認定できるものなどから贈与事実の心証が得られたものは、これを認めることとする。

- (1) 贈与契約書を毎年作成する（**可能であれば確定日付**）
  - (2) 受贈者が毎年、**贈与税申告**をする（基礎控除以上）
  - (3) 贈与者が生命保険料控除を行使して確定申告（所得税）をしていないこと
  - (4) 贈与は受贈者の**生活口座**に行い、受贈者自ら管理する
  - (5) 保険料は受贈者の**生活口座**から引落としをする（+  $\alpha$ ）
- **名義預金の論点と同じ**
- **ただし、贈与途中年において、贈与者が認知症発症した場合は？**

## ■ 納税者**勝**訴

毎年保険料相当額の贈与を受け、その保険料の支払に充てていた場合における受取保険金は相続により取得したものとはみなされないとした事例（昭和59年2月27日裁決）

### ■ 裁決の要旨

未成年者である請求人が受け取った保険金については、〔1〕その保険契約を被相続人が親権者として代行し、保険料の支払に当たっては、その都度被相続人が自己の預金を引き出して、これを請求人名義の預金口座に入金させ、その預金から保険料を払い込んだものであること、〔2〕保険料は、被相続人の所得税の確定申告において生命保険料控除をしていないこと、〔3〕請求人は、贈与のあった年分において贈与税の申告書を提出し納税していることから、請求人は贈与により取得した預金をもって保険料の払込みをしたものと認められるので当該保険金を相続財産とした更正は取消しを免れない。

## ■遺言による保険金受取人変更の可否

Q.遺言により生命保険金の受取人変更は認められるか否か？

A.認められる（保険法43②、44）。

（保険金受取人の変更）

第四十三条 保険契約者は、保険事故が発生するまでは、保険金受取人の変更をすることができる。

2 保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってする。

3 前項の意思表示は、その通知が保険者に到達したときは、当該通知を発した時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、その到達前に行われた保険給付の効力を妨げない。

（遺言による保険金受取人の変更）

第四十四条 保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができる。

2 遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後、保険契約者の相続人がその旨を保険者に通知しなければ、これをもって保険者に対抗することができない。

＋α

・昭和62年10月29日 最高裁第一小法廷判決

・昭和63年12月21日 大阪高裁判決



# トピック／建物更生共済（みなし贈与か否か）

## 平成12年2月21日（月）第5207号 国税速報より ■建物更生共済の満期共済金の課税関係について

Q. 私は、A 農業協同組合との間で父所有の貸家を共済の目的とする建物更生共済に加入し、その掛金を負担しております。なお、その満期共済金の受取人は、父になっております。

この場合、仮に、父に相続が開始した場合は、建物更生共済に関する権利は父の相続財産に含まれるのでしょうか。**また、父が満期共済金を受け取ったときは、私は父への贈与があったものとみなされ、父に対する贈与税が課税されるのでしょうか。**

A. お父様の相続財産には含まれません。

**また、満期共済金には贈与税ではなく一時所得として所得税が課税されます。**

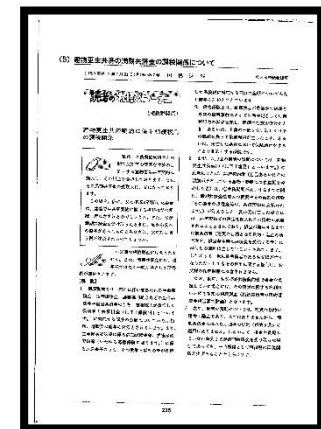
### ■根拠

所基通34-1(4)：令第184条第4項《損害保険契約等に基づく満期返戻金等》に規定する損害保険契約等に基づく満期返戻金等

相法5②：建物・動産が目的物なので、みなし贈与適用なし

### ■疑問点

相法9（みなし贈与）適用可能性の問題は？



## ■ 内縁の妻が受け取った生命保険金と葬式費用

Q1.被相続人甲と内縁関係にあった乙が受け取った生命保険金（被保険者＆保険料負担者：甲）6,000万円についての課税関係は？

A1.相続人がいた場合には、当該生命保険金とその他財産を合計し、その人数に基づく基礎控除を差引き、残額に相続税負担が生じる。この場合、生命保険金の非課税枠（相法12①五）の適用はできず、また、2割加算（相法18①）の適用を受けることになる。

Q2.乙は受け取った生命保険金をもとに葬式費用を負担したが、この場合の葬式費用は債務控除が可能か否か？

A2.債務控除は適用できない。なぜならば、葬式費用として債務控除が可能なのは包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈に限られているから（相法13①）。

## ■ 相続放棄者が生命保険金を受け取った場合の課税関係

Q1.未婚の長男に相続が発生し、母に相続されるのを回避するために母が相続放棄を行ったが、契約者＆保険料負担者＆被保険者が長男、死亡保険金受取人を母とする生命保険（死亡保険金500万円）が存在し、保険事故（長男相続）が発生したことにより母に死亡保険金500万円が支払われた。この場合、母が受け取った死亡保険金には非課税枠（相法12①五）の適用はあるか否か？

A1.死亡保険金は受取人固有の財産であるため、相続放棄者であっても受け取ることは可能となる。しかしながら、相続放棄者が受け取った死亡保険金には非課税枠（相法12①五）の適用はないことが規定されている（相基通12-8）。

Q2.母は受け取った死亡保険金で葬式費用を負担したが、葬式費用につき債務控除は可能か否か？

A2.葬式費用の債務控除は可能となる（相基通13-1）。

## ■リビングニース特約に基づく生前給付金（国税庁 質疑応答事例より）

### 【照会要旨】

リビング・ニース特約に基づく保険金(生前給付金)は、非課税所得として取り扱って差し支えありませんか。

### 《リビング・ニース特約の概要》

- ① 被保険者の余命が6か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部(上限3,000万円)を生前給付金として支払う。
- ② 生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる(死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する。)
- ③ 生前給付金の受取人は被保険者とし、配偶者等について指定代理請求を認める。
- ④ 特約の保険料は不要である(主契約の保険料に吸収されている。)

### 【回答要旨】

非課税所得として取り扱って差し支えありません。

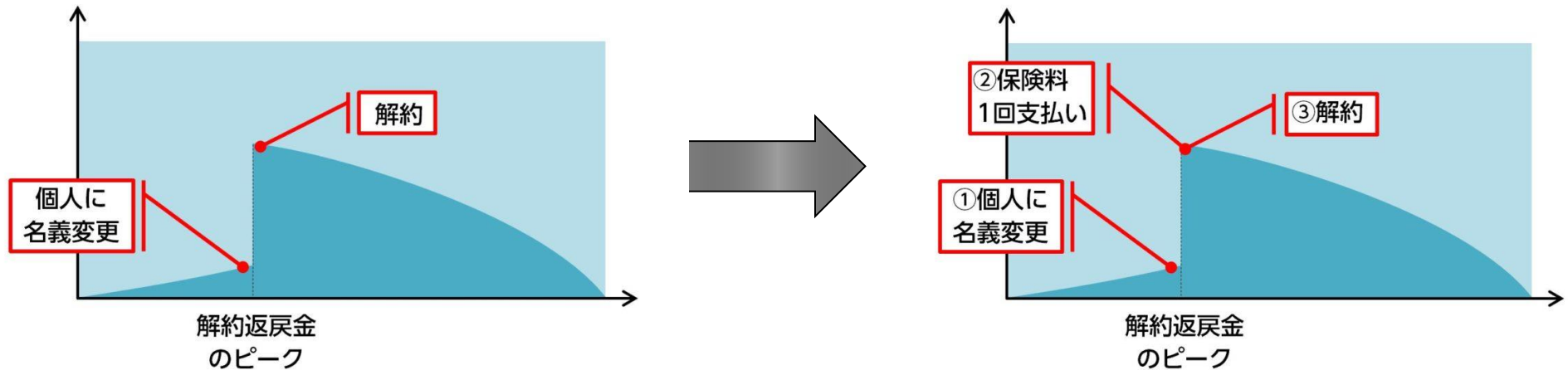
リビング・ニース特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の余命が6か月以内と判断されたことを支払事由としており、死亡を支払事由とするものではないことからすれば、重度の疾病に基因して支払われる保険金に該当するものと認められます。

疾病により重度障害の状態になったことなどに基因して支払われる保険金は、所得税法施行令第30条第1号に掲げる「身体の傷害に基因して支払われる」保険金に該当するものと取り扱っており(所得税基本通達9-21)、その保険金は非課税所得となります。

**(注) 生前給付金の支払を受けた後にその受取人である被保険者が死亡した場合で、その受けた給付金に未使用のものがあるときのその未使用部分については、本来の相続財産として相続税の課税対象となります(この場合、相続税法第12条第1項第5号《相続税の非課税財産》の規定の適用はないことに注意してください。)**

- 実務上、どれだけ生前給付金をもらうかをシミュレーションする必要あり（相続税）
- 3大成人病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）にかかった場合の特定疾病保険金（生前給付金）も同様の取扱いとなる。

# 低解約返戻金型逦増定期保険の個人買取りスキーム



1. 個人は法人から**解約返戻金※1**で保険を名義変更する  
→ 法人側は雑損失を計上する
2. 個人で保険料を1回支払う
3. 個人がその後解約する  
→ **個人側は自らの支払った保険料（1回分）を必要経費※2**として一時所得課税となる

※1 所得税基本通達36-37

※2 所得税法施行令183（平成23年度税制改正）

## ■ 週刊税務通信 平成28年3月28日 No.3402より

外資系の生命保険会社を中心となって販売する『低解約返戻金型逦増定期保険』の税務上の取扱いが問題となっているようだ。この保険商品最大の特徴は、大幅に変動する「解約返戻金」の返戻率。契約から一定期間中は払込保険料の20%程度に抑えられている一方で、一定期間経過後は払込保険料の90%以上まで跳ね上がる。問題となるのは、「解約返戻金」が低額に設定されているケース。**所得税法基本通達\***では、名義変更された場合の保険契約の権利の評価は「解約返戻金の額」とされている。しかし、この保険商品の性質を踏まえると、名義変更時の解約返戻金の額が、個人の受ける経済的利益の額として評価することが“不合理”とされる可能性がある。

(**\*所基通36-37**)

## ■ これまでの改正経緯

平成23年度税制改正前：

法人で支払った保険料についても、個人買取り後の解約時の一時所得につき、必要経費算入が不透明。結果無税になる案件もあったが、現在では否認事例に関する裁判判決が多数あり。

平成23年税制改正後：

平成23年6月30日以後に支払を受けるべき一時金等につき、法人で支払った保険料を個人の必要経費に算入することは完全に塞がれた。

（保険契約等に関する権利の評価）

36-37 使用者が役員又は使用人に対して支給する生命保険契約若しくは損害保険契約又はこれらに類する共済契約に関する権利については、**その支給時において当該契約を解除したとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合には、これらの金額との合計額）により評価する。

- 解約返戻金ありのタイプについては、個人側の資金があれば買い取り可能
- 解約返戻金なしのタイプについては、個人側の資金負担なし



# 生命保険活用法 (法人編)



## 相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために  
万人は一人のために

## 死亡や病気、ケガへの備え

Point :

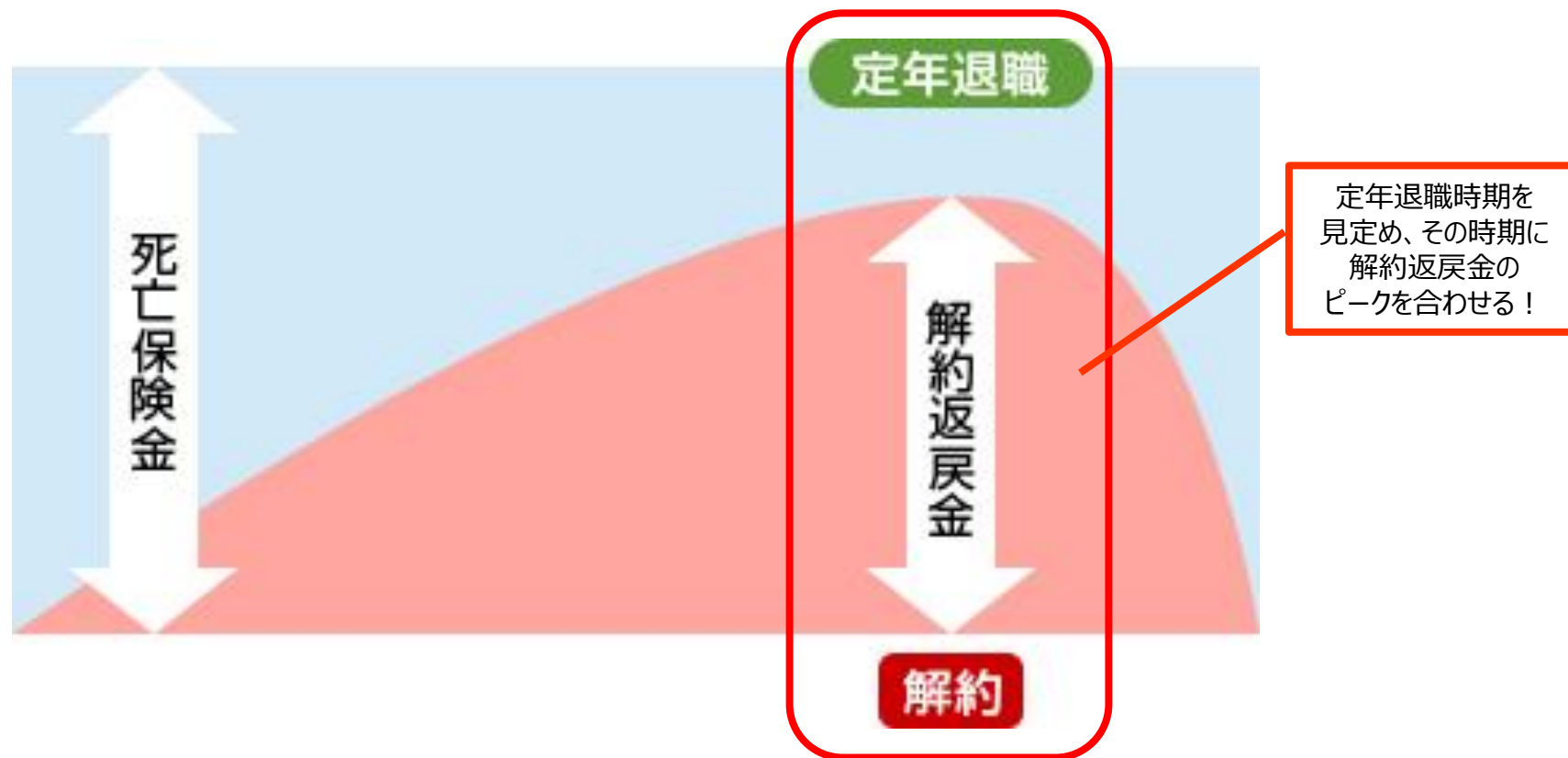
- ① **保障を買う！**  
社長の不足の事態に備える
- ② **体況が影響を与える金融商品**

## 将来のための資金の備え

Point : **明確な資金使途**

1. 借入金返済資金
2. 運転資金
3. 自社株対策資金
4. 相続対策資金
5. 退職金準備

# 従来：法人保険（長期平準定期）を利用した退職金準備



## ■ 目的

1. 社長の体で保障を買う（いつ相続が発生しても会社へは死亡保険金が支払われる）。
2. それと同時に自らの退職時期（定年）に併せて、社外へ資金を貯める。
3. 長期平準保険であれば、通常は2分の1を損金計上可能となり、損金を取りながら資金留保する。

## ■問題点の検証

### 1. 役員退職時期が予定通りとならない場合がある。

→ ピークが来る時期に退職できない場合、ピークで解約をするとまとまった金額が益金（保険積立金控除額分）計上されてしまう。

（対応策）

- 1) 払済手続を取る（支払はストップできるが、益金計上は避けられない。次ページ参照）
- 2) 失効手続を取り、益金計上を避ける（ただし、保障は消え、税務リスクは残る）



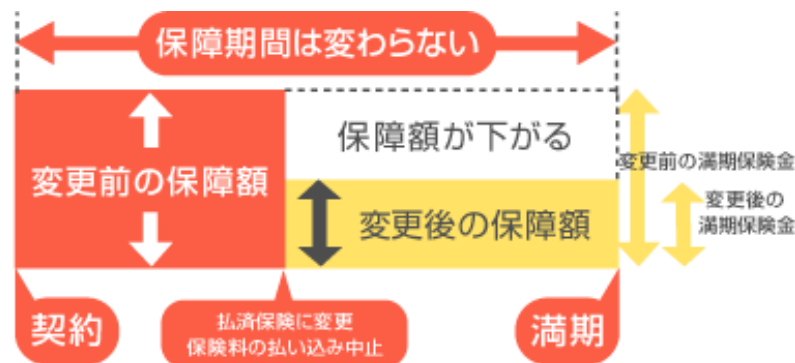
# 法人保険（長期平準定期）での留意点

## ■問題点の検証

2. 支払期間中に資金繰りが厳しくなり、支払が滞る場合がある。  
→ 会社経営を優先させる必要があるため、対処が必須となる。

（対応策）

- 1) 払済手続きを取り資金流出をストップする（ただし、保障は減額され、益金計上となる）



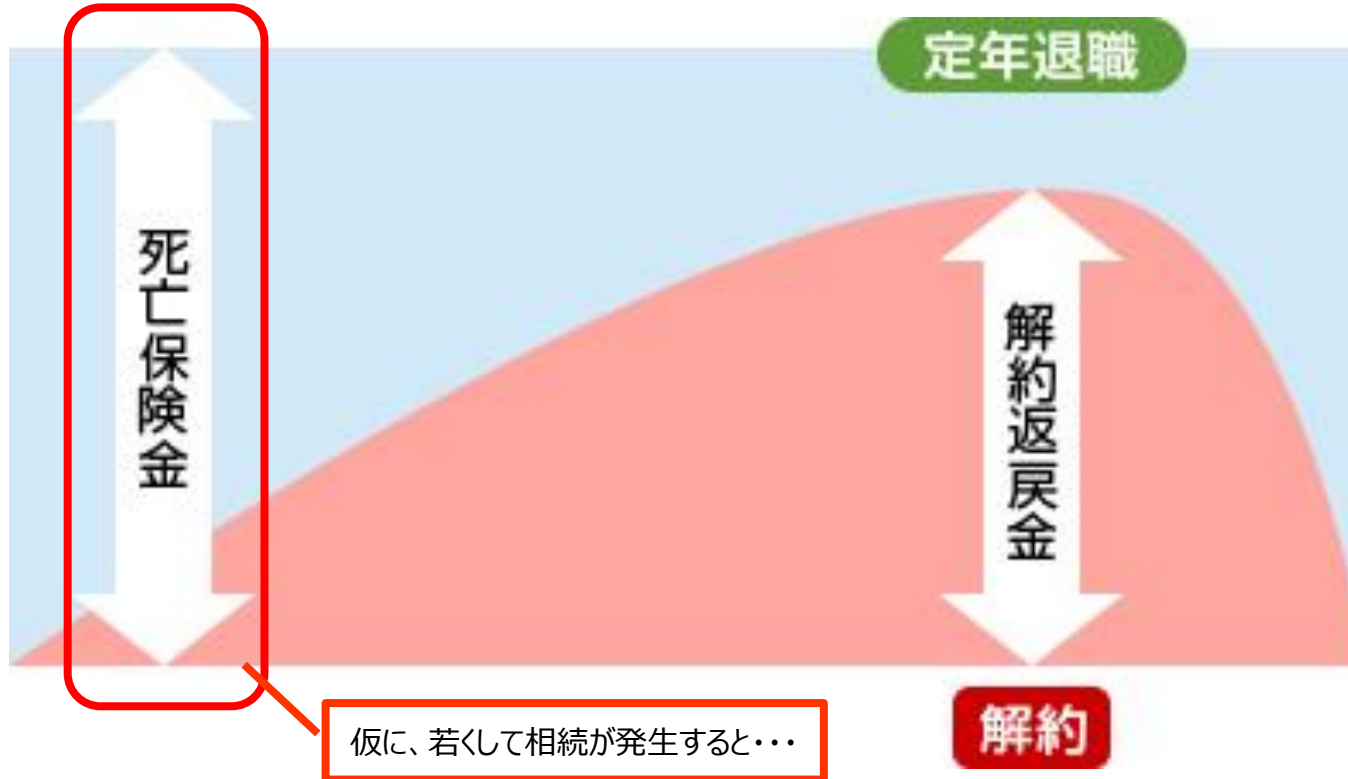
- 2) 減額手続きを取り資金負担を軽くする（部分解約的な位置付け。保障減額され、一部益金計上あり）  
3) 解約して資金流出をストップし、解約返戻金相当額の資金を入手する（ただし、益金計上あり）

## ■その他検討事項

退職金規程、弔慰金規程などを整備しておく必要がある。

# 従来：法人保険（長期平準定期）を利用した退職金準備

## ■ 役員退職金（勇退退職）用に長期平準定期保険に加入していた場合追加検討事項



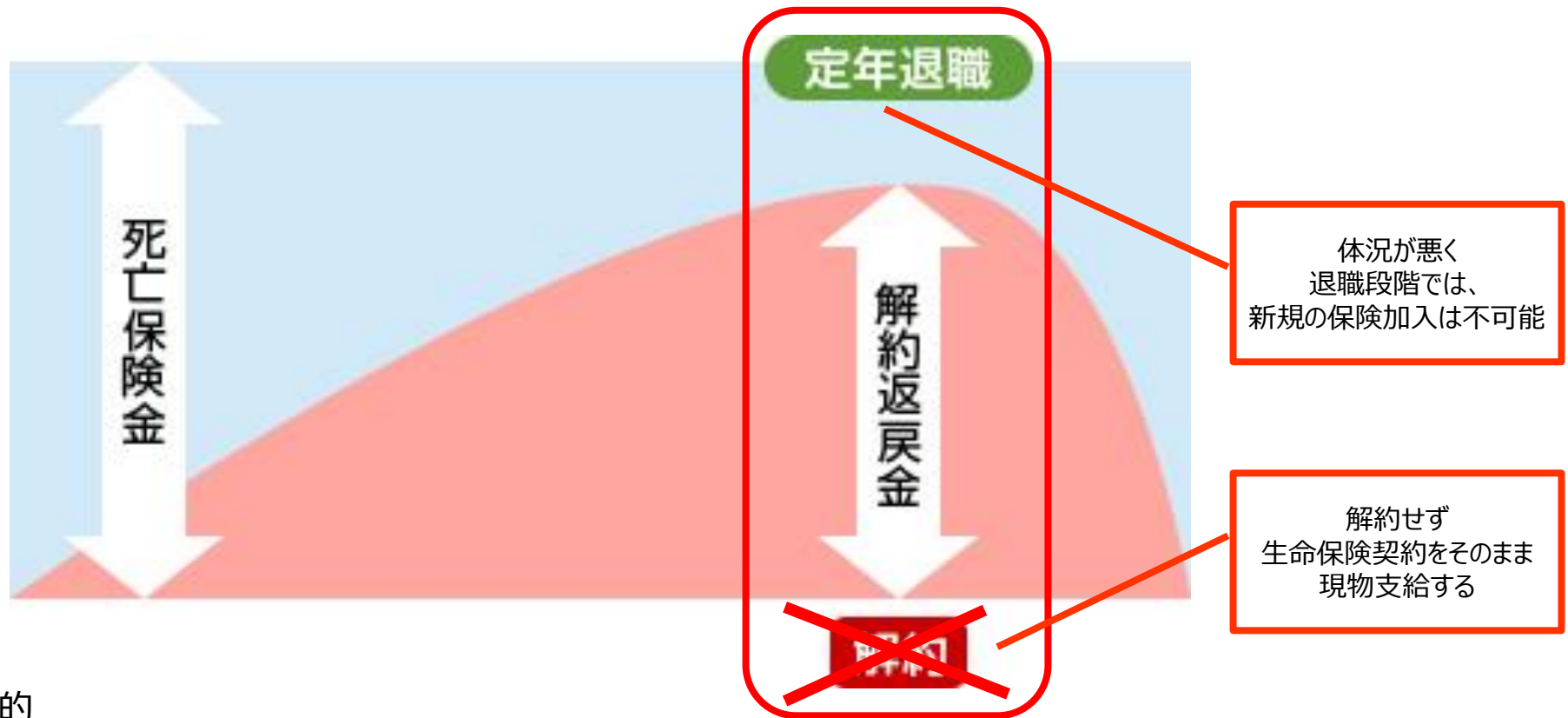
### 1. 問題点

事業を承継したばかりの社長に突然の相続が発生すると、社長の家族が満足できる退職金を受け取ることが厳しくなる（ただし、法人側での有税覚悟であれば受け取れます）。

### 2. 対処法

役員在職期間は社長個人の契約で、定期保険や収入保障保険に加入しておき、個人保障を得る必要がある。

# 従来：法人保険（長期平準定期）を利用した退職金準備



## ■ 目的

体況が悪く新規の保険契約を締結することが不可能である。  
そのため、何かしらの形で家族のために保障を残したい。

## ■ 対策

1. 退職金支払につき、法人保険を解約することなく社長個人の名義へ変更し現物支給の形をとる。
2. 社長個人への名義変更を実施した場合に、通常は払済（後述）保険とし、社長個人での資金負担をなくすことが考えられる。 +  $\alpha$  コンバージョン（＝変換）の可能性検討（次頁参照）

# 従来：法人保険（長期平準定期）を利用した退職金準備

## ■コンバージョン（変換）

保険加入後に「**健康状態の追加告知なし**」で、現在加入中の保険を終身保険や養老保険などに変更できる制度をいう。

経営者が保険加入後に謝絶体※になってしまったとしても、このコンバージョン（変換）を行うことで保障を継続可能となる（※健康状態を理由に保険加入できない体況のこと）。

## ■変換前後の契約内容

変換**前**契約：**収入保障保険**や**定期保険**であることが多い

変換**後**契約：**終身保険**や**養老保険**であることが多い

## ■問題点

1. 保険会社ごとに条件あり
2. そもそも変換制度のない保険会社あり
3. 変換できる保険金額は変換時の保険金額が上限となる
4. 変換できなくなる保険会社が多い
5. 変換後契約に保険料の安い定期保険や収入保障保険を選択できる保険会社あり（稀）
6. コンバージョン時での年齢での保険料になる為、現在の保険料より高くなる可能性あり

## ■ 解約返戻金を使った出口戦略の検討

1. 契約者貸付制度
  2. 払済（はらいずみ）保険
  3. （期間）延長
  4. （一部）減額
  5. 失効
  6. 年金支払特約
- 復旧
- 復活



## ■ 制度概要

契約している生命保険の解約返戻金を担保に、生命保険会社からお金を借りる制度。借りられる金額は通常、解約返戻金額の70～90%の範囲内となっており、生命保険会社や生命保険の種類によって異なる。終身・養老で90%、長期定期・逡増定期で80%程度を想定。

## ■ 利用状況

急な資金需要への対応策（財務的な観点を重視）

## ■ 留意点

- ① 保険契約を継続できる。
- ② 貸付金利が生じる（右記参照）
- ③ 返済がないと失効・解約の可能性あり
- ④ 貸付に審査なし

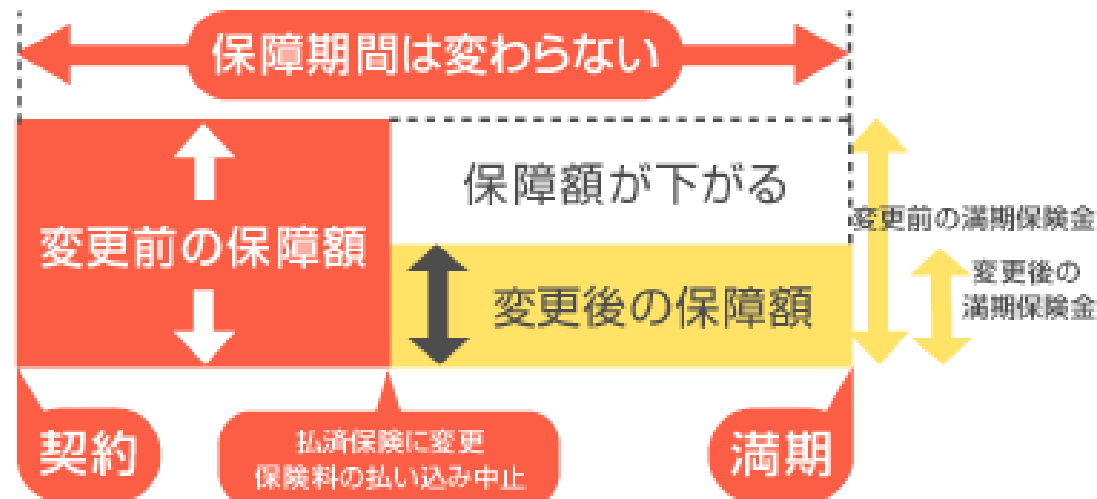
令和元年4月2日現在

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 平成6年4月1日以前のご契約          | 年 5.75% |
| 平成6年4月2日から平成8年4月2日のご契約  | 年 4.75% |
| 平成8年4月2日から平成26年4月1日のご契約 | 年 3.75% |
| 平成26年4月2日以降のご契約         | 年 3.00% |

出典：日本生命保険相互会社HPより

## ■ 制度概要

保険料の払込期間の終了前に支払いをストップし、以後の保険料を支払わないかわりに、保障額（保険金額）を下げた保険に変更したものをいう。払済保険という保険があるわけではなく、そのような取り扱いをした保険を指し、もと同じ保険か養老保険であるのが一般的であり、保険期間を維持する。



## ■ メリット

1. **払済保険に変更した時点から保険料が発生しない。**
2. 保険金額は減ってしまっても、主契約の保障を継続して持つことができる。
3. 現在契約している保険の保障期間が変わらない。
4. 告知・診査不要で手続き可能である。
5. 払済後も責任準備金は同じ予定利率で運用され続ける（解約返戻金は増えていく）
6. **法人契約の場合、益出し手段として有効。**
7. **復旧する場合、損出しの手段として有効。**

## ■ デメリット

1. 保険料を払い続ける場合よりも**保障額は小さくなってしまふ。**
2. 契約は主契約のみになり、特約も配当金なども一部例外を除いて消滅してしまふ。
3. 低解約返戻金タイプ、変額保険については、払済にする時期により損をしてしまふ。
4. **法人契約の場合、益金算入されてしまふ（法基通9-3-7の2）。**  
ただし、ハーフタックスプランを払済にする場合には、適用なし。

## 2．払済（はらいずみ）

改正：特約

### ■ 法基通9-3-7の2（払済保険へ変更した場合：平成14年～）

法人が既に参加している生命保険をいわゆる払済保険に変更した場合には、原則として、その変更時における解約返戻金相当額とその保険契約により資産に計上している保険料の額（以下9-3-7の2において「資産計上額」という。）との差額を、その変更した日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。ただし、既に参加している生命保険の保険料の全額（**傷害特約等**に係る保険料の額を除く。）が役員又は使用人に対する給与となる場合は、この限りでない。（平14年課法2-1「二十一」により追加）

改正：、定期保険、第三分野保険及び

改正：特約

(注)

**1 養老保険、終身保険及び年金保険**（**定期保険特約**が付加されていないものに限る。）から同種類の払済保険に変更した場合に、本文の取扱いを適用せずに、既往の資産計上額を保険事故の発生又は解約失効等により契約が終了するまで計上しているときは、これを認める。（→ ハーフタックスプランが該当）

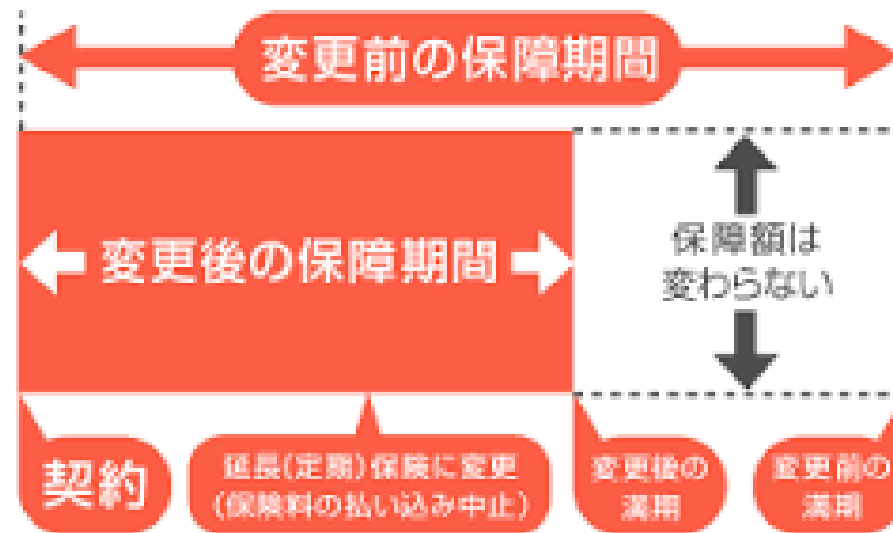
2 本文の解約返戻金相当額については、その払済保険へ変更した時点において当該変更後の保険と同一内容の保険に参加して保険期間の全部の保険料を一時払いしたものとして、9-3-4から9-3-6までの**例**により処理するものとする。

**3 払済保険が復旧された場合には、払済保険に変更した時点で益金の額又は損金の額に算入した金額を復旧した日の属する事業年度の損金の額又は益金の額に、また、払済保険に変更した後に損金の額に算入した金額は復旧した日の属する事業年度の益金の額に算入する。**

改正：例（ただし、9-3-5の2の表の資産計上期間の(注)を除く

## ■ 制度概要

生命保険の見直し方法の一つで、それまで入っていた保険の払込を中止・解約して得られる解約返戻金を元手に、**解約前と同額の定期死亡保障に入り直す**方法のことです。何らかの経済事情で保険料の支払いが厳しいが、解約するのはもったいないと考える人や、保険の見直しがしたいけれど、加入中の保障を継続したい人などにニーズがある。手続きとしては一度解約しているものの、形としては同じ会社の定期保険に入り直しているため、「延長定期保険」とも呼ばれている。一定期間内は復旧可能。

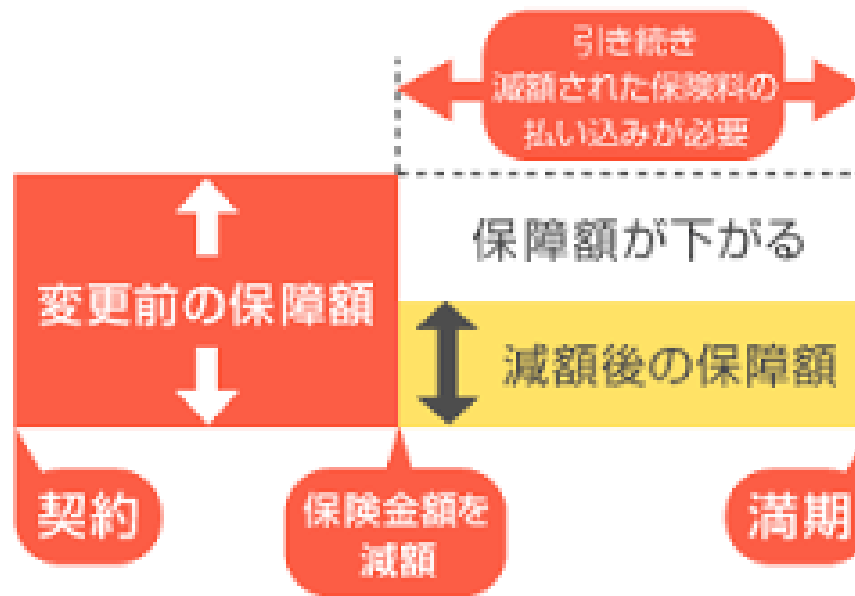


## ■ 制度概要

保障の一部だけを解約することで、保険金額を減額した分だけ、それ以降の保険料の負担を軽くする方法。

減額部分に対する解約返戻金があれば、それを受け取ることが可能。一般的に、主契約、特約のいずれも減額可能。

主契約を減額すると、各種特約の保障額が同時に減額される場合あり。



## ☑ メリット

1. 保険料負担を削減したい場合に有効
2. 復旧する際には、損出しが可能
3. 個人契約の場合、使い方によっては認知症対策として活用可能

## ☑ デメリット

1. 部分解約であるため、保障が少なくなる

## ■ メリット3検証

保険料支払終了している保険契約（契約者＝保険料負担者＝被保険者＝保険金受取人＝祖父、解約返戻金1,100万円）につき契約者（かつ保険金受取人）を孫へ変更し、孫が110万円ずつ減額するスキーム。出口課税であるため、契約者変更時には贈与税課税が生じない。また、契約者は孫であるため、祖父が認知症を発症しても孫の意思決定で減額することが可能。生前贈与プラン中に認知症になるリスク軽減スキームとしては有効のなり得るが課税リスクを説明する必要あり。

# 知っておきたい生命保険の知識（５．失効）

## ☑ メリット

1. 益金算入されないなので、払済に代る手段として有効。

## ☑ デメリット

1. 失効後、一定期間経過すると請求できなくなる可能性あり。
2. 復活（not復旧）したい場合には、告知・診査が必要。
3. 失効すると保障がなくなってしまうためリスク対応ができない。





## ■ 制度概要

生命保険契約は、死亡保険金・満期保険金など支払事由発生時には基本は一時金で支払われるが、この一時金で支払われる保険契約に「年金支払特約」付加することで、年金（分割）で受け取る選択肢を増やすことができる。



## ■根拠（平成15年12月15日 国税庁事務連絡）

「法人受け取りの収入保障保険、年金払特殊養老保険の税務取り扱い」発表。

1)A法：年金を受け取る都度、その事業年度の益金として計上する

2)B法：年金の原価(保険金額)を未収金として計上し、翌年以降年金を受け取った都度、取り崩す

のどちらの経理処理を行なっても良いことが明確になった。

また、同時に基本は一時金受け取りの保険であっても「年金支払特約」に基づいて年金で支払った場合も同様の取り扱いが可能であることが明確にされた。

## ■実務上の留意点

1. A法を採用する場合には、支払事由発生前に「あらかじめ」年金支払特約を付加しておくこと。そうでなければB法のみしか選択できない。
2. A法、B法どちらも選択可能であっても、ひとつの保険金支払事由に対して、保険契約が複数件ある場合で契約によってA法 B法を選択することはできず、統一性を持たせなければならない。
3. 「年金支払特約」は付加できる会社もあれば、付加できない会社もある。
4. 付加できる会社の場合、中途付加が可能。
5. 一時金処理での多額の益出しをしたくない場合には有効。

## ■ ハーフタックスプラン（福利厚生プラン）の普遍的加入要件

### 1. ハーフタックスプランの概要

① 養老保険であること

② 契約形態：契約者＝会社、被保険者＝役員又は従業員

満期保険金受取人＝会社、死亡保険金受取人＝被保険者の家族

### 2. 根拠（法基通9-3-4：養老保険に係る保険料）

法人が、自己を契約者とし、役員又は使用人（これらの者の親族を含む。）を被保険者とする養老保険（被保険者の死亡又は生存を保険事故とする生命保険をいい、傷害特約等の特約が付されているものを含むが、9-3-6に定める定期付養老保険を含まない。以下9-3-7までにおいて同じ。）に加入してその保険料（令第135条《確定給付企業年金等の掛金等の損金算入》の規定の適用があるものを除く。以下9-3-4において同じ。）を支払った場合には、その支払った保険料の額（傷害特約等の特約に係る保険料の額を除く。）については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次により取り扱うものとする。（昭55年直法2-15「十三」により追加、昭59年直法2-3「五」、平15年課法2-7「二十四」により改正）

...

(3) 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該法人である場合 その支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入する。**ただし、役員又は部課長その他特定の使用人（これらの者の親族を含む。）のみを被保険者としている場合には、当該残額は、当該役員又は使用人に対する給与とする。**

## ■ ハーフタックスプラン（福利厚生プラン）の普遍的加入要件

### 3. 要件検証

Q1. 全員加入が要件か？

A1. 原則、全員加入。ただし、保険加入が「普遍的なもの」か「差別的なもの」かが重要ポイント。  
会社での導入背景も重要となるため、一律な客観的規定を決めるのは難しい側面あり。  
例) ①勤続3年以上→○、②課長以上→×、③男子である→×

Q2. 同族会社での全員加入は？

A2. 保険料の2分の1は給与扱いとなる。

役員又は従業員の全部又は大部分が同族関係者である場合は×。

（所基通36-31（注）：使用者契約の養老保険に係る経済的利益）

Q3. 保険会社は1社に限定しなければならないか？

A3. 普遍性が求められるのは保険会社ではなく、加入する企業サイドの問題

## ■ 被保険者の退職後に継続加入することの可否

Q. 当社では、長期平準定期保険（契約者＝当社、**被保険者＝特定の従業員**、保険金受取人＝当社）に加入しています。この保険にはある程度の含み益があることから、被保険者退職後も解約せず保険契約を継続しています。税務上の問題点は？

A. ①会社と雇用関係のない者を対象とした保険加入は可能なのか

②もし可能であれば継続して会社が負担する保険料が退職者の課税対象となるのか

①について：

保険料に関するいくつかの通達には「法人が、自己を契約者とし、**役員又は使用人（これらの者の親族を含む）**を被保険者とする保険」という表現がある。ここで「**役員又は使用人**」は、当然、その会社に籍を置いている者のことを指すため、退職者の場合には継続加入は認められないと考える。また「**これらの者の親族を含む**」とあるのも、あくまで雇用関係にある役員・使用人が存在してのものである。

②について：

団体定期保険や医療保険、損害保険の介護費用保険では、退職後も法人が保険料を負担する場合の保険料取扱いを示した個別通達が発達されており、一定の要件を満たし、一定の要件を設定しておけば被保険者の退職後も加入を認め、かつ、退職後に法人が負担する保険料も給与ではなく損金扱いにしてもよいとしている。

## ⑤金庫株と生命保険

Q.相続発生後の金庫株活用スキームの話をよく聞きますが、税理士として注意すべき実務上の留意点と生命保険の活用法を教えてください。

A.相続税の納税資金確保のみならず、他の共同相続人がいる場合の分割調整資金確保を目的に実行されます。相続発生まで変動する自社株の継続的モニタリングを実行し、実行時の必要資金額の把握に務めてください。また、税務論点ばかりが注視されますが、法務論点を確実に認識し、弁護士と連携することが求められます。

## ■ 長男は自社株のみ相続した場合

| 株主 | 相続発生前   |       | 大会社（類似100%） |             |
|----|---------|-------|-------------|-------------|
|    | 持株数     | 議決権割合 | @株価         | 相続税評価額      |
| 父  | 80,000  | 80%   | 1,500       | 120,000,000 |
| 母  | 20,000  | 20%   | 1,500       | 30,000,000  |
| 長男 | 0       | 0%    |             |             |
| 合計 | 100,000 | 100%  | 1,500       | 150,000,000 |

※

※ 長男相続による納税資金（相続税の実効税率を30%とする）

→ 長男は自社株取得に対して、相続税納税資金は3,600万円必要となる

→ 父が保有していた自社株8万株の取得費は800万円



# 長男が必要となる納税資金の検証

## ■ 金庫株は何株実行すればよい？

|                  | @株価     |
|------------------|---------|
| 類似業種比準株価         | 1,500   |
| 純資産株価            | 5,000   |
| 時価純資産株価          | 7,000 ※ |
| 所基通59-6に基づく小会社方式 | 4,036   |

※ 土地等の時価評価置換 & 法人税等相当額の控除なし

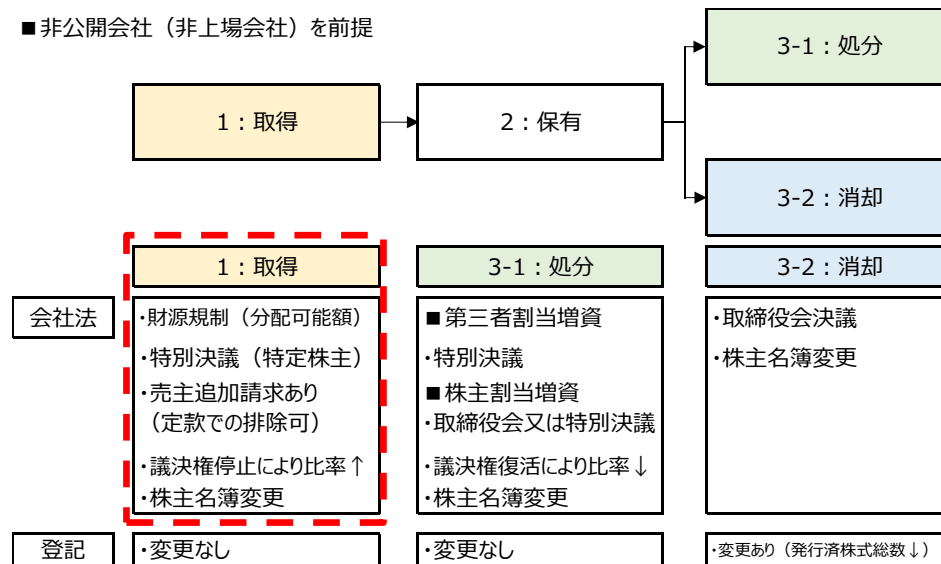
## ■ 7,000株を@7,000円で金庫株実行

| 相続開始の翌日から3年10ヵ月以内 |            | 相続開始の翌日から3年10ヵ月超 |            |
|-------------------|------------|------------------|------------|
| 売却価額              | 49,000,000 | 売却価額             | 49,000,000 |
| 原始取得費             | 700,000    | 原始取得費            | 700,000    |
| 取得費加算             | 3,150,000  |                  |            |
| 譲渡所得              | 45,150,000 | 配当所得             | 48,300,000 |
| 譲渡所得税20%          | 9,030,000  | 総合課税40%          | 19,320,000 |
| 手取り額              | 36,120,000 | 手取り額             | 28,980,000 |

▲7,140,000

1. 株主総会の特別決議（特定の株主からの取得：会社法309②二）
2. 財源規制（分配可能額：会社法461①）  
→ 会社法上の規制あり
3. 売主追加請求（会社法160③）  
→ 本ケースでは、他の株主が母のみであるため、検証の必要性なし
4. 財源確保  
→ 運転資金を財源NG  
→ その際には、金融機関からの融資を検討する  
→ 母がキャッシュを保有していれば、長男への貸付けという選択もある  
ただし、親族内借入を返済するために金庫株実行という選択が必要  
→ **経営者が死亡退職する場合**には、法人保険でレバレッジとなる  
死亡退職金、金庫株、借入金返済etc につき税効果を検討する  
→ **先代経営者は勇退退職しており、法人保険は現経営者を被保険者とする場合**には、解約等することで解約返戻金相当が法人に入る

■非公開会社（非上場会社）を前提



☑財源規制違反による自己株式取得の可否

- 会社法上、取締役の任務懈怠等の責任追及の可能性あり
- 違法配当であっても、税務上は配当として取り扱われる

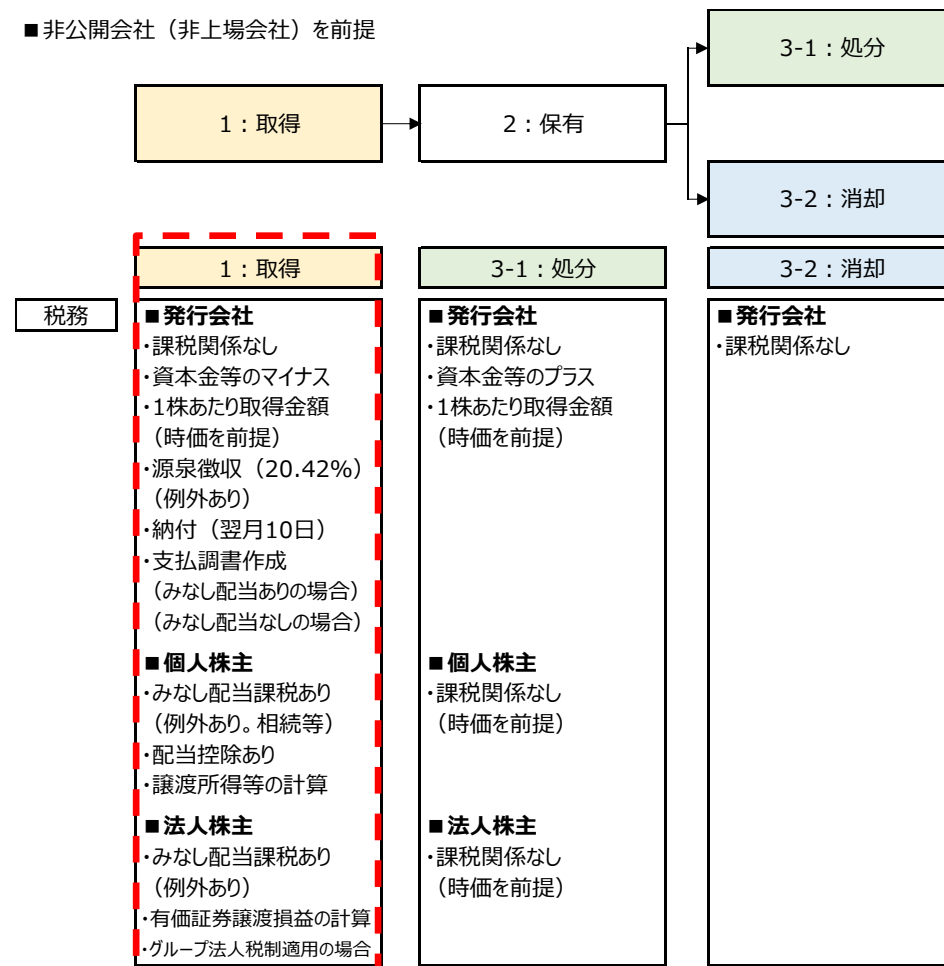
☑相続後の自己株式取得でのチェック項目

- 相続税評価額で売却する場合、  
相続税評価額 > 所基通59-6×1/2 であることを確認

☑処分

- 第三者割当増資：適正株価は法基通9-1-14（原則）
- 株主割当：いくらでもOK（∵株主全員に割り当てるため）

■非公開会社（非上場会社）を前提



## 1. みなし配当課税の回避（措法9条の7）

### 1) 相続又は遺贈により取得した自社株

贈与で取得した自社株には適用なし

仮に元々2,000株保有しており、相続により2,000株取得し、2,000株を金庫株とした場合、元々保有している自社株を金庫株にしても相続により取得した自社株を金庫株にしたとみなされる

### 2) 相続税負担があること

配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用なし

### 3) 相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡

相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

## 1. みなし配当課税の回避（措法9条の7）

### 4) 非上場株式会社であること

上場会社株式は資金化できるため、特例適用の余地は無し

### 5) 発行会社へ譲渡すること（金庫株であること）

発行会社ではなく関連会社への売却には適用なし

### 6) 一定手続を踏むこと

この規定を適用しようとする個人は、所定の届出書をその譲渡する時までに、発行会社へ提出する必要あり。次に、この届出書の提出を受けた発行会社は、株式を譲り受けた日の翌年1月31日までに、所轄税務署へ提出する必要があります（次ページ参照）

# 手続まとめ

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

|                                                                   |            |                                              |          |
|-------------------------------------------------------------------|------------|----------------------------------------------|----------|
| 発行会社受付印                                                           |            | 税務署受付印                                       |          |
| 平成 年 月 日                                                          | 譲渡人        | 住所又は居所                                       | 〒 電話 - - |
| 税務署長殿                                                             | 氏名         | (フリガナ)                                       |          |
|                                                                   | 氏名         |                                              | ◎        |
|                                                                   | 個人番号       |                                              |          |
| 相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 |            |                                              |          |
| 被相続人                                                              | 氏名         | 死亡年月日                                        | 平成 年 月 日 |
|                                                                   | 死亡時の住所又は居所 |                                              |          |
| 納付すべき相続税額又はその見積額                                                  | 円          | (注) 納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。 |          |
| 課税価格算入株式数                                                         |            |                                              |          |
| 上記のうち譲渡をしようとする株式数                                                 |            |                                              |          |
| その他参考となるべき事項                                                      |            |                                              |          |

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

|                                                                                          |          |        |          |
|------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------|----------|
| 税務署受付印                                                                                   |          | ※整理番号  |          |
| 平成 年 月 日                                                                                 | 発行会社     | 所在地    | 〒 電話 - - |
| 税務署長殿                                                                                    | 名称       | (フリガナ) |          |
|                                                                                          | 名称       |        | ◎        |
|                                                                                          | 法人番号     |        |          |
| 上記譲渡人から株式を譲り受けたので、相続特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。                                   |          |        |          |
| 譲り受けた株式数                                                                                 |          |        |          |
| 1株当たりの譲受対価                                                                               |          |        |          |
| 譲受年月日                                                                                    | 平成 年 月 日 |        |          |
| (注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。 |          |        |          |
| ※税務署処理欄                                                                                  | 法人課税部門   | 整理簿    | 確認印      |
|                                                                                          |          | 資産回付   | 資産課税部門   |
|                                                                                          |          |        |          |
|                                                                                          |          | 通信日付印  | 確認印      |
|                                                                                          |          | 年 月 日  | 番号       |

28.06 改正

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、相続特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第3項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さず提出してください。

## I 譲渡人用の記載要領

- 1 譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、相続特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。
- 2 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時の住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。
- 3 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、相続特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。  
(注) 納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。
- 4 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡をしようとする株式数」の各欄には、相続特別措置法施行令第5条の2第2項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡しようとするものの数を記載してください。

## II 発行会社用の記載要領

- 1 発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。
- 2 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。  
(注) 譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。  
また、譲渡人に納付すべき相続税額が「0円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。

「※」欄は、記載しないでください。

## 2. 相続税の取得費加算（措法39条）

- 1) 相続又は遺贈により取得した財産であること  
贈与で取得した財産には適用なし
- 2) 相続税負担があること  
配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用できません
- 3) 相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡  
相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

→ 同族関係者（個人・法人への売却にも適用可能）

## ■ 企業との法人申告顧問契約を原則取らない、**相続・事業承継専門の税理士法人**

- ・当法人は企業との法人申告顧問契約を原則取らず、「相続」「事業承継」「生命保険」「不動産」を切り口に問題解決手段に特化した複合的なコンサルティング業務を展開しております。

## ■ **相続案件の経験は3000件超**という圧倒的な実績

- ・大規模な相続から小規模な相続まで多種多様な案件の経験があります。



代表社員：木下 勇人

税理士  
公認会計士  
不動産鑑定士 第2次試験合格  
宅地建物取引士  
ファイナンシャル・プランナー

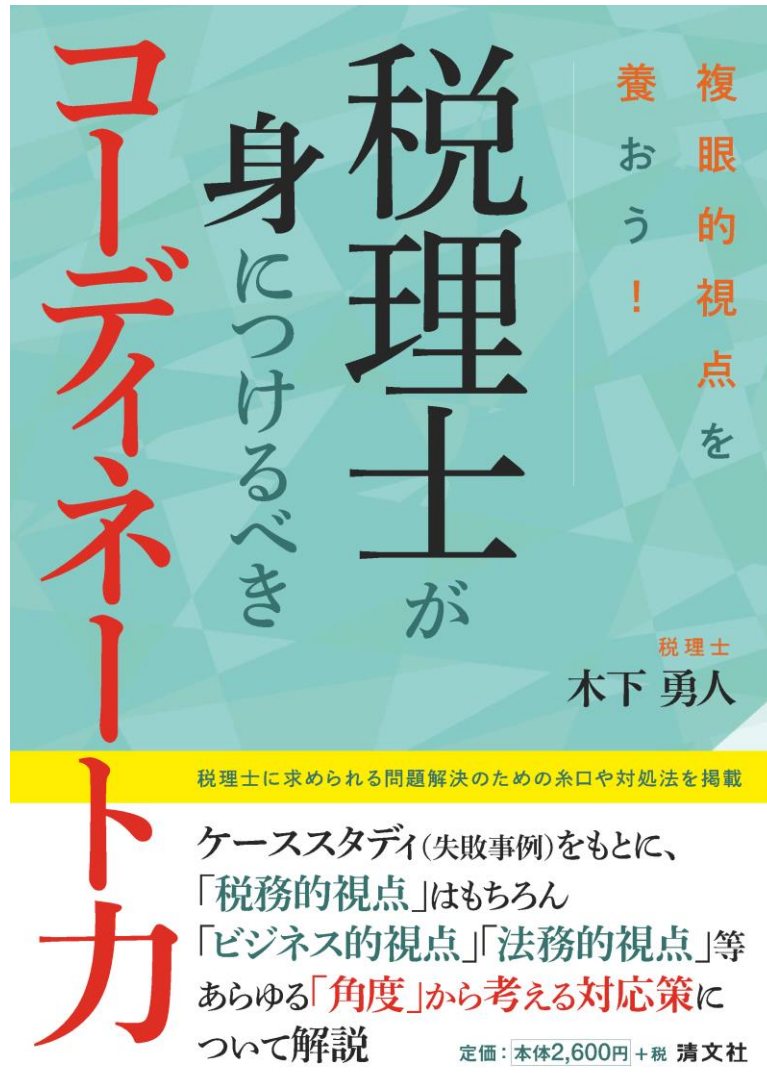
## ■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F

TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751

URL : <https://www.leding.or.jp> Email : [info@leding.or.jp](mailto:info@leding.or.jp)





## Amazon 税法部門 ランキング1位獲得！

### ■ 概要

税理士に求められる問題についてケーススタディをもとに、税務的視点、ビジネス的視点、法務的視点等、あらゆる角度から考える対応策について解説

### ■ 目次

- 第1章 総論 税理士が担うべき立ち回り（税理士の立ち位置）
- 第2章 失敗事例から学ぶ対応策
- 第3章 複眼的視点を養おう
- 第4章 特例事業承継税制の複眼的な検証

### ■ 著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。

「知らなかった」では済まされない

# ホントは怖い 相続の話

日本一  
わかりやすい

木下勇人 相続専門税理士  
Kinoshita Hayato

- 遺言書を書いておけば大丈夫
  - 財産が少ないから財産目録はいらない
  - 成年後見人を付ければ安心
- すべて間違い!

3000件の遺産相続に関わった  
相続専門税理士が教える  
「幸せなお金」の遺し方



Amazon 相続税・贈与税部門 ランキング1位獲得!

## ■概要

遺産相続の「節税」には裏ワザがある。遺産相続は、誰もが経験します。そして9割、モメます。争続から節税まで、よくある例から思わぬ例まで、家族全員が心から納得できて、金銭面でも得をする「納得相続」の方法を、相続専門税理士が日本一わかりやすくお教えします。

## ■目次

- Chapter1 「もしも」で考えるあなたの相続
- Chapter2 ハウツー本には書いてない、相続税対策の裏話
- Chapter3 それって思い込みかも!? 相続の常識 ウソ・ホント
- Chapter4 あらためて聞きたい! 相続のソボクな疑問
- Chapter5 税理士の僕がやろうと思っている相続の形

## ■著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。



## ■ 概要

- ✓ 複眼的視点で考える相続事業承継問題と生命保険の活用法について解説
- ✓ 相続事業承継に携わる実務家にとっての問題解決の指南書
- ✓ 生命保険を活用した相続事業承継実務をQ&A（ケーススタディ）わかりやすく解説

## ■ 目次

### 第1章 相続・事業承継の本質的理解

- ・「相続」問題&「事業承継」問題の整理
- ・生命保険&遺言の有用性 など

### 第2章 個人保険・法人保険の本来の活用法

- ・個人保険&法人保険のレバレッジ効果と活用場面
- ・バレンタインショック後の生命保険活用

### 第3章 Q&Aで検討する相続・事業承継実務と生命保険活用の連携

- ・生命保険の法的性格と遺産分割の可否
- ・小規模宅地等の特例と生命保険
- ・遺留分侵害額請求と生命保険
- ・配偶者居住権と生命保険
- ・事業承継税制と生命保険

上記含む、相続・事業承継実務と生命保険の活用法について  
Q&A20を掲載